

平成23年第3回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成23年9月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成23年9月12日	9時30分	議長	後藤信八	
及び宣告	延会	平成23年9月12日	16時30分	議長	後藤信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	8番	大山勝代	出
	2番	久保山義明	出	9番	片山一儀	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
	7番	鳥飼勝美	出			
会議録署名議員	7番	鳥飼勝美	8番	大山勝代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	こども課長	毛利俊治		
	教育長	大串和人	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総務課長	小野龍雄	農林環境課参事	内山十郎		
	企画政策課長	岩坂唯宜	まちづくり推進課長	大久保敏幸		
	財政課長	安永靖文	会計管理者	平野勉		
	税務住民課長	重松俊彦	教育学習課長	内山敏行		
	健康福祉課長	眞島敏明				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

### 日程第1

1. 片山 一 儀

### 一般質問

- (1) 行政職員の活動の根拠について
- (2) 一部事務組合の事務について
- (3) 行政サービス向上の方策

2. 牧 菌 綾 子

- (1) 住民基本台帳ネットワークについて
- (2) 基山町ホームページについて
- (3) 循環バスの利便性について

3. 重 松 一 徳

- (1) 下水道事業について
- (2) 障がい者福祉政策について
- (3) 一般行政について

4. 神 前 輔 行

- (1) 福祉施設について
- (2) きやまん活用の財源について
- (3) 安全、安心な町づくりについて

5. 鳥 飼 勝 美

- (1) 副町長制の復活について
- (2) 行政改革の評価について
- (3) スポーツ基本法の制定について

～午前9時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

#### 日程第1 一般質問

○議長（後藤信八君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、片山一儀議員の一般質問を行います。片山一儀議員。

○9番（片山一儀君）（登壇）

おはようございます。9番議員の片山一儀であります。一般質問に当たりまして、いつも申し上げることですが、町長以下、執行機関の皆様の日ごろの真摯な努力に敬意を表させていただきます。

各課長が、体に汗して働いておられることは承知をしております。多くのよい点は別にして、さらに行政力、すなわちコンプライアンス、問題発見力、創造力、企画力、実行力が高まれば、基山はさらに輝く地域になれると考え、行政改革の視点から幾つかの点に関して、通告に従い質問をいたします。なお、反問があれば御自由にお願いをいたします。

通告の第1点、行政職員の活動の根拠について伺います。

基山町の各区長、特別職の非常勤公務員になっておられますが、多大な貢献をされております。しかしながら、その活動の根拠は規則の第2号、基山町規則の第2号に定められておりますが、1点、町長が規則を定める根拠及び対象範囲をどのように理解されておりますか。

2点、町長が区長等に事務委託をしている根拠は何ですか。

第2点目は、一部事務組合の事務について伺います。

基山町は、一部事務組合及び広域行政組織に参加して行政サービスを行っています。町長は、一部事務組合の一つである筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の副管理者として管理運営に、また、町議会から3名の議員が組合議会の議員として活動されておりますが、質問の第1点、普通地方公共団体である町と特別地方公共団体である一部事務組合との関係をどのように理解されておりますか。

2点目、一部事務組合の会議に町長が参加される場合、町職員が随行されております。町長

の役割と職員のかかわりはどのようにお考えですか。

3点目、一部事務組合の事務及び議事について、町長は町民の方々にどのように知らせられておられますか。

3つ目であります。行政サービス向上の方策。

行政サービスについては、地方自治法第1条の2項に「住民の福祉の増進を図ることを基本として」云々と定め、第2条14項に「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」。かつ、地方公務員法第1条に「行政の民主的かつ能率的な運営……の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資する」と定めています。これらのためには、高い行政力が必要であります。町長が腐心されているであろう、行政力を高める方策について伺います。

第1点、町長はコンサルの活用（部外委託）について、専門的な事項を委託するのは悪いことではないと回答されました。専門的な事項とはどういうことを指されますか。

2点、行政力の向上は必要と考えるか。お考えだと思いますがね。必要だとすれば、向上のためにどのような方策を具体的にとっておられますか。以上、お伺いします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）（登壇）**

皆さんおはようございます。早速でございますけれども、まず第1回目の、片山一儀議員の質問に答えさせていただきます。

1項目め、行政職員の活動の根拠についてということで、(1)町長が規則を定める根拠及び対象範囲をどのように理解しておるかということでございますが、規則をつくる根拠は、地方自治法に地方公共団体の自治立法の一つとして定められています。

また、対象の範囲は、町長の権限に関する事務であり、憲法を初めとした法令に違反しない限り、これを定めることができることとなっております。

(2)の町長が区長等に事務委託をしている根拠は何かということです。

区長等の設置及び事務委嘱に関する規則第1条の目的達成によるものでございます。

2項目め、一部事務組合の事務についてということで、(1)地方公共団体である町と特別地方公共団体である一部事務組合との関係をどのように理解しておるかということです。

一部事務組合は、普通地方公共団体の事務の一部を共同するために設けられるもので、普通地方公共団体の補完的機能を有するものだということでございます。

(2)の一部事務組合及び広域行政における町長の役割と町職員のかかわり（役割）はどのように考えるかということです。

町長は、一部事務組合の副管理者等の役割を果たします。町職員は、職務担当者として出席をいたします。

(3)の一部事務組合の議事について町民にどのように知らせておるかということですが、議会日程等は一部事務組合で告示をいたしております。

3の行政サービス向上の方策ということで、(1)コンサルの活用（部外委託）について、専門的な事項を委託するのは妥当だと、以前申し上げたということでございます。

専門的な事項とは何かということですが、私も確かにそのようなことは言ったと記憶いたします。ただし、コンサルだれもがすべてそうだということではなく、一般的にプロポーザルに応募してくる業者は、その分野に関する専門的知識には詳しく、情報も豊富で、計画やソフト作成ノウハウにはなれております。特に作成作業の部分は委託したほうが効率的だと、そういう意味で申し上げたかと思えます。

(2)の行政力の向上は必要と考えるか。もし必要だとすれば、向上のために具体的に行っている方策はどんなものかということでございますが、前は「地政学」という言葉が出てまいりました。今度は「行政力」と、ちょっと耳なれない気がしたんですけども、私としては、行政力とは行政を行う上での意識、パワー、ノウハウ、知識と考えまして、当然その向上は必要だと思います。そのためには私自身も、そして職員も、住民の皆様のために自立、協働して働くという強い意識を持つこと、そして専門、具体的な分野については、研修なり、あるいは自己研さん、あるいは能力評価、目標管理なりで向上させるようにいたしております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

ありがとうございました。幾らか問うた、お伺いしたところとちょっと違うところもあるように感じるんですが、以下、一つ一つ質問させていただきます。

町長が自治立法で決めるということがあるんですかね。地方自治法の第14条に条例という項がありまして、法令の範囲内で条例を定めることができると。第2項には、義務を課し、権利を制限するには、法令を定めるほかは条例によらなければならないと定めております。

回答にもありましたように、第15条に「法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。」と定めています。

ところが、町長はすべてについて権限があるわけではないと思うんですね。なぜかというところ、行政の組織内については町長の指揮下にあります。これは規則を勝手に定めることができる。しかしながら、町民の、あるいは住民のかかわる事項については、議会というものがあって議会を通さなければいけない。そのために条例を議会で定める。条例は行政執行機関からも出せるし、議員も提出することができます。そして、この住民の代表というのは、町長も住民の代表ですけれども、住民の代表と言われる議会で議決をしたことについて、町の中には規則を定めることができる。

ところが基山町規則第2号、区長等の設置及び事務委嘱に関する規則というのがあります。これは、私が議員になってすぐ、この矛盾について質問いたしました。要するに条例がない規則、庁内の執行機関内ではなくて、それ以外のところにかかわることについては、議会の議決としては条例がないとこの規則は無効ではないだろうか。

また、地方自治法の202条には、地域自治区は条例で定める。これも説明のあったかと思うんですけれども、というふうに書かれていますね。ところが、その条例が基山町ありまして、いろんなところで、普通自治体で確認をしましたらやっぱりあるんですよ、つくってある。当然なんです、つくることが。ところが、基山町にはその区を設置する条例、自治区を設置する条例はないんです。それについて町長いかがですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに片山議員おっしゃるように、重要な案件は当然議会を重視して、議会での議決が必要だということでございますけれども、こうして法令で、町長が規則で定めることができるというような、そういうことがございますので、従来から基山町は区制をひいて、そして規則でそれを定めてやってきておるということでございます。区については、またちょっといろいろあるかと思っておりますけれども、決してそれが間違いではないというふうに私思ってお

ります。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

間違いでないとおっしゃいますが、私は基本的に間違いですよ。ちゃんと根本法がなく、要するにしっかりしたものがなくて、後がばらばら出てきている。

小学校の生徒は、郷土史について習います。それを小学校の生徒に、じゃ日本の地理はどうなっているのと聞いたって、これは一部述べた人がいますからありますけれども、多くは基本的にはわからないんですね。そのように、今まで基本的には議会で問題にならず、行政の中でも問題にならなかったんじゃないかと。法定国家、法治国家である日本において、町長の権限は地方自治法の147条、統括、代表権というところで出ますし、148条、事務の管理、執行について定められております。

町長は8年目ですから、行政の素人というわけじゃないと思います。普通地方公共団体においては、条例に定めのないもののほか一般町民に対する規則を定めているのはおかしい。町長の部下である職員に対して、いかなる規則を定めようとそれは自由なんです。ところが、町民にかかわる事項については、やはり代表である議会を通して、根本のところを定めなければいけない。

内閣も国会でいろんな法を定めた後に、大臣が自分の事務を処理するために政令を定めています、あるいはその規則を定めています。それが順序や手続なんです。国民に対して内閣が勝手なことをやれるということじゃないんです。町長は、無限の権限を今有しているというふうにお考えなんです、本当にそうですか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

ちょっと申しわけありません。先ほどの一番初めの質問の中で、地方自治区は条例で定めるといふふうに問い合わせてありましたので、町長のほうがちょっとその部分外してあります。

まず、区につきましては前回も鳥飼議員のほうから質問があつておまして、自治法の中で、まず東京都とかいう23区制、それから政令都市、50万人以上の都市について、それから

今回、平成16年度の合併のときに新たに地域自治区が加えられております、自治法の中でですね。

地方自治法の202条の4では、「市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。」というふうに自治法の中でうたわれておりまして、地域自治区を設定する場合は、条例でこれを定めなければならないという、先ほど議員のほうの指摘のとおりでございます。ただし、この地域自治区というのは、行政機関の一つとして、事務所を設けて、事務所の長は補助機関の職員をもって充てることとなっております。本町の区につきましては、法制上の地方自治法上の行政区とはなっていないために、地方自治法の202条の4には該当いたしません。

それから、先ほど言われました、町長は規則について無限のお考えを持っておられるんじゃないかということですが、地方自治法第15条では、「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。」となっております。この15条に関する逐条解説内容の規則の対象範囲をまとめてみますと、まず一番初めに、法令の委任、または実施のための細目に関する事項ということで、法令に従って規則を定めることができます。

次に、町の事務で町長の専属的権限とされている事項、これは事務執行上、予算、そういったものを立てて、執行を行う場合には町長の権限の範囲内で規則をつくることができます。

3番目は、議員の御指摘のように、条例の委任、または実施のための細目に関する事項。条例の中でうたって、それをもっと詳しく規則で定めなければならないというものについては規則を定めなさいというのが3番目。

それから、今までの1から3以外で、議会の議決事項に属さず、及び町長以外の執行機関の専属的所管事項にも属さない町の事務に関する事項、このことにより地方自治法にのっとり適正に規則を定めております。

#### ○議長（後藤信八君）

片山議員。

#### ○9番（片山一儀君）

委譲なものを、混乱をしていますよ。私、町長に聞いたんですよ。町長は権限が全部ある、無限だと考えるんですかと。ある面でいけば、無限だと考えられるんです。そのために、そ



れを抑えるために議会があるんです。行政をチェックする機関に。だから、基本的には国会があって、国会が最高の立法機関であり議決機関なんですね。町においては議会が最高なんですよ。だから、阿久根市長みたいに勝手なことをやらないように議会がある。ところが、阿久根市長は議会を無視して、相手にしないでやったからああいう問題になっちゃった。だから、住民にかかわる事項はやはり議会を通してやらないと、勝手な法律をつくっていいということじゃないんですよ。先ほど特別政令指定都市から政令指定都市を言われました。日本に特別政令指定都市は一つしかないんです。東京都しかない。東京都の区と、それから政令指定都市は違います。それから、市町村の区は全然また違うんです、権限も違うし。そこあたりはきちっと仕分けをしないといけない。だから、基本は、町民にかかわる事項はやはり議会を通さなければいけない、そして規則を定めなければいけない、根拠に基づかなければいけない。こういうことであろうと思います。

次の質問に移ります。

現在、規則第7条1項2号において、印刷物の集配布及び各種の伝達事項に関することという処理を定めております。これは規則第2号第7条1項2号において。その実行の確認はどのようにされていますか。区長あるいは組合長という言葉が使われていますが、広報あるいはそのほかの配布基準がここに全部ありますけれども、どのようにして確認をされていますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

申しわけございません。先ほど私も手を上げたんですけれども、ちょっと戻らせていただきますけれども、決して私も無限の力、決定権を持っておるということは決して思っておりません。ただ、この区長制ということは、本当に規則になじまないのかどうか。住民に全然かわらないとは申しませんが、本当にこれがなじまないのかどうか。その辺のところからやっぱり、これからもう少し議論を深めていかなきゃいかんのかなど。ただ単に権限がどうのとか、条例がないのに規則を定めてというような、これも一つ誤解があるかと思えますもんですから、その辺の整理はやっていきたいというふうに思っております。

あとの部分は総務課長……。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほどの件ですけど、集配布数の確認につきましては、特に配布先の増減につきましては、区長さんからの報告で月に2回確認を行っています。しかし、配布済みという確認については行っておりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

ちょっと言葉がきついかもわかりません。区長等に事務委託料として、区長等というのは区長あるいは組合長という言葉が使われておりますけれども、世帯数を基準にして1世帯当たり158円でしょうか。185円ですか、160円ですか。160円が支払われております。全世界帯に広報が届いていない場合、これは地方公務員法第13条の(平等取扱の原則)、あるいは30条の(サービスの根本基準)、あるいは町の規則、あるから規則を使わせていただくんですが、規則2号に違反しているんじゃないかな。

それから、事務手数料が返納されていなければ、配っていないくてですね。いや、なぜこう申すか。届いていないところがあるんです。私も欲しいんだけど届いてないよとおっしゃる。そうすると、これは刑法の252条に該当することが、疑いが生じるんじゃないかと思うんです。そういう点についてはどのように問題視をされていますか。いや、問題意識をお持ちなんですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

区長への委託業務につきましては、区長等の設置及び事務委嘱に関する規則の第7条に、まず行政区域内の世帯別居住者台帳の整備に関する事、2つ目に、印刷物等の集配布及び各種の伝達事項に関する事、それから3番目に、環境衛生に関する事、4番目に、行政組合の指導等に関する事、5番目に、住民から町への申請及び報告等の取りまとめに関する事、6に、その他町長が特に依頼することと、この1から6に関する業務を委託いたしております。広報配布のみを委託しているものではありませんので、委託料の算出根拠としましては、管轄内の世帯数に対して、1世帯当たり160円を乗じて業務委託をお願いいたし

ているところでございます。

それから、配布をしていないところがあるのではないかとのことですけれども、中には数軒配布をしていないところがあります。これに関しては、うちのほうに相談がありまして、特別な理由でうちは配布しなくていいという御理解のもとに、数軒配布していないところがあります。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

これは行政からの文書はですね、今言った7条のことは私が申し上げたから説明は要らないんですけれども、届ける義務が行政にあるんですね、町民に対して知らせる義務が。それが届いていない。本人が断らなくて、本人が欲しいとおっしゃっていらながら届いていないところがある。そして、それは確かに広報だけじゃありません。今、広報を一例にとりましたから。ここに一覧表がありますけれども、配布文書の中にいろんなものがあります。配布文書一覧表というのがありますが、総務課からも企画政策課からも農林環境課からも出ている。いろんな文書を届けることになっています。全部含めているから広報だけじゃないんですけれども、届いていないのは広報だけじゃないんですよ。そういう情報が届いていないということが問題なんです。それで、福岡市は自治になってこれを全部ダイレクトメールで送っていますね、確実に届くように。そこらあたりがですね。今、条例を定めたり規則を定めていることを問題にしました。確かに配布をするために区というか、ある地域のだれかを——町長が職員を採用して、それに対して規則を定めることは適法なんです。しかしながら、区長という言葉を使って、設置の条例がなくて、あるいは設置及び事務に関する規則を定めて、設置を規則で定めていることを問題にしているわけです、私は。

次に移ります。

町長はこれから検討するとおっしゃいましたから、やっぱり規則はですね、行政の体質をきちっと変えないと。ちょっと待ってください。いいですか。今、委託料ですね、各行政組合長というのも言葉にありますね、規則の中に。行政組合長の委託料はどのようにして支払われていますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

区長等の設置及び事務委託に関する規則の第7条の規定によりまして、区長、それから区長代理、行政組合長と委託契約を締結して、事務執行を行っております。委託料の支払いにつきましては、今までの慣例により、区長を通じまして各行政区長のほうへ支払いを行っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

区長を通じて払われた。そうすると、区長は出納員に任命されていますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

現金取り扱いの指定は行っておりません。支払いは区長を通じ、それから各行政組合長ごとに受領印を受け取って確認をいたしております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

受領印があるとか、行政がやる事項はちゃんと手続を踏まなければいけないですね。お金を預かるには出納職員に任命をしなければいけないでしょう。行政の仕事は、目的が正しくて、手続をきちっとしなきゃいけないですよ。例えば、お金を稼ぐ、お金を得るという行為で、これは悪いことじゃないと思います。ただ、そのお金を稼ぐ方法に、汗水を流して稼ぐ方法と、あるいは人から搾取する方法と。この搾取というのは、泥棒だとか、あるいは詐欺だとか、いろんな行為がありますが、手続が悪いとよくないんですね。これは一例で示したんですけれども……。やはり公務員の仕事というのは、皆さんに正しく平等に、機会均等にやるために、やはりルールをきちっと定めているんです。あいつが来たからちょっとやろうとか、あれが来たから嫌だからやめようとか、そういうことがないように、公平にやれるように、ルール、規則が大事にされている。だから、規則に外れてはいけないことになっています。

ちよっともう1つ例を言いますからね。

これは議会でもあった。私が入ってすぐですね。今はなくなりました、おかしいということで。費用弁償という項目がありました。あるとき見たら、個人の口座に入っていないんです。これ調べたら委員会口座に入っているんです、ずっとやっていたとおっしゃるんです。これも労働基準法違反なんです。労働基準法で、個人の所得は個人に渡すことになっているんですね。だから、これは行政でなきゃそういうことはあるでしょう。行政でなきゃそういう手続をやることは当然あると思いますが、行政がやるということはきちっとルールを定めてやらないといけないと、こう申し上げているんです。何かありましたら、どうぞ。

**○議長（後藤信八君）**

小野総務課長。

**○総務課長（小野龍雄君）**

一つの事例として、行政組合長への支払いの件があると思います。それに対してでありますけど、本来であれば御指摘のとおり直接支払うべきとは考えておりますが、行政組合長が全区で306人おられます。毎年交代されるということがありますので、行政効率から考えると現状の方法が一番いいのではないかというふうには考えております。改善する点があれば、今後検討は行いたいと思っております。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

先ほど片山議員は、私が検討するというようなことを言ったとおっしゃいましたけれども、検討という言葉は使っておりません。これも言葉のあやじゃございませんけれども、やはり先ほど御指摘の本当にこれが規則になじまないのかどうか、この辺のところは私自身がちょっと考えたいというふうなことでございます。そして、条例があつて必ずしも規則、ただの規則じゃいけないのかというような、この辺も含めて私自身がちょっと考えたいということで、今の規則を見直すとか、検討するとかということでもございませんので、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

今、検討するというか、さらに先に進めないというか、勉強しますよと、こういうことの

回答のように思うんですけども。やはり、行政とは何かということからもう一回立ち返って考えなきゃならない。住民の方で言われますよね、我々はそのために住民税を払っているんじゃないかと。

それから、総務課長から話がありました。人数が多いからということには、これは該当しないんです。多かろうと少なかろうと、やるべきことはきちっとやらなければいけない。そこあたりがいい加減に、もうちゃんとルールはわかっているけど、大変だからやらないんだというのは、これは理由にならないです。

次は、一部事務組合の事務について伺います。

処理する目的だとか、いろんなことについて説明をいただきました。その中でちょっと気になったのは、議会日程は一部事務組合は告示されていますという、その日程等の問題じゃないんですよ。中で審議された事項がどうなっているかを、住民の方にどのように知らせるかというのを問うたんです。それは告示されていますという話じゃないですよ。例えば、普通公共団体の議会は、議会だよりが出せますね。それから、議員がその地域でもって活動しますから、いろんなことが住民の方にわかる。ところが、一部事務組合というのは蚊帳の中というか、何か密室ですよ、私に言わせりゃ。今まで多分、あそこに傍聴に行かれた議員の方はそうざらにないと思う。私が行っているときも、よそから来ている方はなかった。私は申し上げたいんですね。特別地方公共団体というのは地方自治法の第3編にありますね。その中で、一部事務組合は普通地方公共団体の事務の一部を行っていると、それはそのように御回答をいただきました。すなわち、一部事務組合の管理者及び副管理者は首長本来の業務ではないですか。一部事務組合の議員も本来業務じゃないですか。これについてどうお考えですか。これは自治法にもそこで出すことができる、職員を派遣することができる、勤務させることができるということは法にも定めてありますね。そこについてどのようにお考えですか。

**○議長（後藤信八君）**

岩坂企画政策課長。

**○企画政策課長（岩坂唯宜君）**

一部事務組合の管理者、町長あたりは副管理者と、それから三神のし尿につきましては議員ということでなされておりますが、これにつきましては、内容自体は当然本来の業務ということになると思います。ただ、副管理者等につきましては本来の業務ではないということ

で、兼務を地方自治法でもうたっていますので、副管理者につきましては別の業務ということで認識をいたしているところでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

別の業務ということ自体がおかしいんじゃないですかね。要するに、一部事務組合というのは、自分のところでできないから、これも自治の隣と共同しながらやる。管理のやり方として、一部事務組合をつくることになっているんですね。要するに、これは特別地方公共団体ということになっていますから、当然そこに議会が置かれていますね。ただ業務自体は、ごみ処理にしても清掃にしても行政が本来やらなきゃいけない業務でしょう。その場所に一緒にまとめてつくったりするからといって、管理者だったら本来業務じゃない、特別業務であると。そういうことには理解ができないじゃないですかね。だから、地方自治法の中にも287条かな、出せるということになっているわけでしょう。だから、それが別の人が、これは後に続くんですけども。なぜこういうことを言うかということ、首長も議員も普通地方公共団体の月額報酬をもらっています。私ももらっていますね。基山町から月額報酬をもらっています。ところが、一部事務組合から、組合の条例によって町長、議員には年額報酬が払われています。要するに、ただ町長へ随行される町の職員には手当が払われていない。出張旅費は払われているんですかね。出張旅費も多分距離が近いから払われていないと思います、ただついて行っている。ただ、首長とか議員には年額報酬が別に払われている。本来業務であれば、本来の月額報酬の中で片づくんじゃないか。これはなぜですかね、なぜそこに払われるか。それをどのように理解されているのか。おれはもらっているからいいんだよという話ではないと思うんですけども。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

兼務というのは、当然本来の職とは別に兼務をするということでございまして、地方自治法でも議員の兼職禁止、それから長の兼職禁止というのがそれぞれございます。ただし、一部事務組合の管理者、副管理者等については兼務してもよろしいと。先ほど申されました地方自治法第287条の第2項で定めてあります。ですから、兼職ですから別の仕事だと。そう

なりますと、当然地方自治法でも報酬とか給与を支払わなければならないということになっておりますので、特別地方公共団体につきましては普通公共団体の規定を準用するということになっておりますので、当然報酬、あるいは給与を支払うということになるということでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

次の質問をしようと思って入ったんですが、業務が同じことであって、しかも一部事務組合は基山町の税金も補助金も交付金も入っているでしょうけれども、そこはお金を出してつくっているんですよね。出資元は同じなんですよ。住民の税金なんですよ。それをここでやっていて、また向こうでやるからと報酬が出るのはおかしいと思いますし、今まさに私がこれから質問する事項なんですけれども、確かに議会の条例で報酬を支払うことになっております。ここに全部あります。三神地区、消防事務組合、議会議員等の報酬、費用弁償に関する条例があります。これは議員が行けばもらうことになっております。これ自体も私はね、三神事務局も同じですから、事務組合ですから。何を根拠にその事務組合が条例をつくったのか、報酬を払えと。今、自治法でとおっしゃいましたが、そのとおりですか。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

先ほどから申されておりますとおり、業務内容は確かにそれぞれの地方公共団体が一部事務を共同でやっておりますから、内容については当然関係することだと思っております。ただ、管理者、副管理者につきましては、その職というのは別の職だということで当然報酬を支払うことになると。これにつきましては地方自治法第292条、普通公共団体に関する規定の準用ということで、それぞれの条例で定めて支払いをするということで、そこで確認をしているところでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

218条とおっしゃいましたかね。（発言する者あり）292条。これは普通公共団体の中で定



めていますね。これは第2編の中ですよ、3編ですか。議員等、特別職の報酬を支払わなければいけないというのは、第2編の普通地方公共団体です。第3編の特別地方公共団体は何の定めもないですね。準用の根拠はどこにあるんですか。

**○議長（後藤信八君）**

岩坂企画政策課長。

**○企画政策課長（岩坂唯宜君）**

第292条、普通地方公共団体に関する規定の準用ということで、特別地方公共団体はこれを準用するというところでございます。特別地方公共団体は、特別にこういうふうに地方自治で定めておりますので、それを特別地方公共団体は準用するというところでございます。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

準用規定があるから全部準用という話じゃなくて、筋の通る話と通らない話があると思うんですよ。だから、例えば特別職の勤務時間ですね。例えば、基山町に特別職の勤務に関する規則か何かありますよね、除外規定が。要するに公務員には義務があるわけですね。その公務員の義務を除外するよという項目がありますよね。これは、町長がおやりになるのは特別なことじゃなくて、その時間帯の中で行われている事項ですよ。

要するに報酬というのは、あるいは給与というのは労働の対価ですよ。町長の報酬なり議員の報酬は、その時間の中での報酬の対価として払われているわけですね。そうすると、町長がここにおらなければいけない時間、その対価は支払われている、業務も支払われている。それが向こうに行ったからといって、これは時間的には同じ勤務時間の対価じゃありませんか。そこあたりが、法の読み込み方なり解釈なりですね。よそがやっているからと言われて、本来どうなきゃいけないのか。

こういうことは、私、議員にならなかつたら多分知らなかつたと思います、調べもしなかつた。これを知ってみて、おかしいなと思うんです。事務組合なり、広域圏の行政組織なんかつくった目的から、その業務内容から考えて、そこの税金のお金の流れ、要するに住民の税金がどう流れて、その税金はどう使われるかということについて、今まで長年それをやってこられた議員の方も疑問を持たなかつた。持っていたかもわからないけど言わなかつた、自分がもらっていて。例えば、ずっと事務組合の議会に出られて、これだけ年収が振り込ま

れるわけですから、えっ、何でだろうという疑問を持たないのかなと私は思ったんですね。これは通常概念、そこらあたりがどうかなというふうに思うわけでありませう。

○議長（後藤信八君）

執行部ありますか、企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

今、片山議員がおっしゃるのは多分、職務に専念する義務の免除、地方公務員法第35条のお話だと思っております。これにつきましては、地方公務員法第4条で、この法律の適用を受ける地方公務員というのがございまして、通常であれば一般職に属するすべての公務員に適用しますと、特別職には適用しないということでございまして、町長につきましては特別職でございまして、職務に専念する義務の免除には当たらないということでございませう。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

たびたび後戻りして申しわけございませうけれども、周知を町民の皆さんにどうしているかということでございませうけれども、総会資料等は公開情報室に置いてございませうし、また、大きな建設とかなんとかという問題は、その都度、広報とか何かでお知らせするということございませう。

それと、今問題になってございませう、いただいてございませう私がどうこう言うのもどうかと思ひませうけれども、やはりこれは実際、別組織というか、もちろん関係がないとは申しませう。当然市町の関連と、業務自体が。そうではございませうけれども、やはり別組織でございませうし、そういうことからすると、じゃ違法か合法かということになれば、決して違法ではないということが一つと、やはりそれなりの管理運営と、それからまた、それに伴う、何かあったときの責任ということは、今度は私のほうにかかってくるんだらうというふうに思ひませうから、そういうところで、やはり別組織になってございませうのかなという気はいたしませう。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

要するに昔の汚水はですな、汚水というか、私もくみ取りに子供のころ連れられて町まで行っていました、うちの肥料にするためですな。このくみ取りがですな、ドツボってありませう。

すね、肥だめ。これですて、巡回サイクルができていてよかった。ところが、社会が上がることによってこれを処理しなければいけない、汚水処理をしなければいけない。あるいは、生ごみは庭先に埋めたり燃したりできたけど、環境の汚染だ、何かで、これは社会のレベルが上がってくると処理しなければいけない。ところが、膨大なお金がかかりますね。百何十億という金がかかっていると思います、宝満環境センターだけでも。それは、小さな自治体ではもうできない時代になっているんですよ。だから、それは自治法でも、皆さんが協力してお互いにやることは認められて、一部事務組合等という仕組みがつくられているんです。だから、決して特別なことでも何でもなし。本来やらなきゃいけないのを、お金が足りないからお互いに出し合ってやりましょうと、これだけの簡単な単純な仕組みじゃないですか。だから、それは本来我々が、執行機関がやらなければいけない事務です。そう考えてくると、本来、軽く物を考えることはいけないと思います。

それから、今、企画政策課長がおっしゃいます、職務に専念する義務の特例に関する規則というのがあります。昭和51年に定められて、21年に改正したのかな。その中には、特別職という職に属する事務を行う場合、これはやれることになっています。特別職は外してあるよとなっています。ただ、特別職であっても、何でもかんでもやれるかというのと、そうじゃありませんね。特別職は特別職という枠があって、こういうものを特別職と言うよと、こういうことをやらなきゃいけないと決まっているわけですから。例えば、町長であれば、この町のすべてをやらなければいけないですね、行政の代表者として。その代表者の中に含まれているじゃないかと、こう言っているだけなんですよ。それについて新たな管理者になったからといってポストがね、それは組織をつくる管理者になりますけど、それは業務の一部をおやりになっていることじゃないかということだけなんです。だから、本来税金を使うときに、もっとやはり、払うべきところは払わなきゃいけないけれども、払わなくていいところをどうしなきゃいけないかということを考えなければいけない。

第2点目は、最後の行政サービス向上の方策について。

専門的な事項、そんなこと言ったことあるよと。これは議事録を見られれば出ているわけですから、言われたんです。コンサルはプロポーザルに応募する。プロポーザルに応募するかどうかは、これは採用のやり方の範囲ですから。この中にいろいろ専門的なことがあるんだけど、私が申し上げるのは、要するに行政の職員というのは、本当に課長になられば30年間努力をしてこられたんでしょけれども、専門職であると。それで、技術専門職は

技術専門職で雇うことになっていますね。一般職の中にも技能職と、それぞれの専門職なんです。要するに問題点を発見し、そして、それをどうしたら解決するかという創造力を養い、高め、それを企画する、計画をつくる、これは専門のはずですよ。

この前、議員の中の1人が行かれていましたが、2011佐賀県総合計画の意見交換会がありました。基山町からは1名、私どもから1名しか行ってなかった。あっ、職員が1名、若い方がお見えになっていました。そこでは、県の職員がみずから説明していますよ。自分が多分、汗水垂らして考えている。県知事の意向を受けて、考えてやっているから答えができるんです。それだけプロなんです。私はプロだと思います。自分もプロであると認識をしていました。ところが専門職、じゃ専門って何ですかと聞いたら、その専門の意味が回答になかったんです。改めて聞きます、行政の専門って何ですか。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

それは業務の中でそこそこの、建設なら建設、健康なら健康、福祉なら福祉というような、そういうことを専門とおっしゃっているのかもわかりません。と思いますけれども、やはりそれについてはプロだという認識でございます。そういうことで、専門とは何だと。それは、その仕事に対する知識なり見識なりというような、その辺のところを持ち合わせるということが専門職だというふうに思っております。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

行政でおやりになる事項については、すべて専門でなきゃいけないと思うんです。その専門も深さがあるでしょう。幅もあるでしょう。しかし、そこを町長みずからが、いや、外へ投げることは悪いことじゃない、効率的だとおっしゃれば、職員の力は高くなりません。

基山町の職員、これはちょっと資料提供をさせて調べさせていただいたら、職員の58%は高等教育というか、大学なり大学院を出られていますね。これは昔ではなかったかもしれない。ただ、今は大学が随分ふえていますから、課長職で7名、行政職で14名、主査は61名が高学歴を持ちます。ただし、私は高学歴が云々とは申ししていない。私は自分の塾でも、学校歴は関係ないと言います。私自身も学校を出てから、お前は首つれだの、ここから飛びおり

ろなんて言われて、鍛えられて、その学歴というか、いろんなものを積み上げてくることに価値があると思っております。私が尊敬するマハトマ・ガンジーという人が、あす死ぬるがごとく生きよ、永遠に生きるがごとく学べと説いています。すなわち学校歴じゃなくて、知識はその職場で、あるいはOJTで積み上げていくことが大事だし、それを伝えるのは町の管理者ですね。一番トップは町長です。おまえらは自分らでやるんだよ、知恵を出せ、頭に汗をかけ、こう言われたら皆さんやるだけの素養を持っているんですよ。

ところで、この行政力向上というか、職員、教育上の問題点は何かとお考えですかね。この前、私は同じ質問をして、職員研修には研修プログラムに基づいて、職員の教育、研修プログラムにつきましては新規採用職員だとか、管理職研修だとか、監督者研修、こういうのをやっていますという説明をいただきました。現在どのような問題点があるとお考えですか、能力を向上していくために。この現状で基山町の行政力は高まらないというか、高まるというか。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

ちょっとその前に、これは言いわけになるかもわかりませんが、市町村の仕事というのはそれなりのいろいろがございます。国は国であるでしょう、県は県であるでしょう、市町村はやはり最末端の住民サービス、窓口業務、これが非常に大きな部分を占めております。それから内部事務、これあたりも結局120人～30人、それで賄っておるというような状態でございますので、これを国とか県とか、国でいわゆる政策、策定、そういうふうなことばかりにかかっておられるところとはまたちょっと違うかなと。

それから、この前、東北に行きましたときも、これは県の方に申しわけないんですけども、そこで聞いたのは、市町村の方が非常に重宝するんだと、県の方がお見えになってもなかなか実際、窓口業務、いろんなことはできませんからねというようなこともお話を聞きました。これは余計でございましたけれども、余計なことを言いましたけれども。

そういうことで、やっぱり業務が違うということは御認識をいただきたいなど。だからといって、それじゃ外部委託をして、それでノータッチでいいのかということでは決してありません。決してそんなことは私どももやっておりませんし、やはりそこには何回も内部的な委員会を開いて、どうあるべきだ、こうあるべきだということはもちろん検討しております。

そういうことをやはり、コンサルといろいろすり合わせて、コンサルのいいところは利用してやっていくと。それが一種の合理的かなというような気がいたします。国も、やはり外部委託ということは、むしろ進めておるといような方向じゃなかろうかというふうに思っておりますし、それから、このごろ佐賀県の市でも残業は一切まかりならんといような、そういうふうな方針を打ち出されたところもございます。だから、それを隠れみに委託ばかりということじゃございません。やはりそれなりの合理性を持ってやってきておるといことは、私は言えるというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

いや、私が質問したのは、問題点はどういうふうにお考えですかという質問だったんですが。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

いわゆる職員の研修に対する——でございましたかね（「違います」と呼ぶ者あり）、その委託に対して。（「いや、違います」と呼ぶ者あり）違いますか、済みません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

要するに職員教育上の問題点、職員力、行政力をアップするための問題点をどのように認識されていますかということです。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

むしろ私のほうから聞きたいような感じがするんですけども、問題点はおっしゃるわけですが、その問題点、どういうところにあるのかなというふうに思っています。この前も申しあげましたように、町は町としていろいろな新採の採用の研修とか、そういうふうな研修をいろんな面でやっておりますし、あと自己研さんをやるようにとか、それからそれをチ

ェックするような方策も、目標管理とかというようなこともやっておりますので、そういうこと以外に何か問題点があるとお思いでしたら、ひとつ教をいただきたいなと思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

問題点がよくわからんという事項では、もうメーフーズですね、どうしようもない。これは失礼かもわかりませんが、そこに問題意識がなくて、これは国だからとかいうことであれば、これはどうしようもない。私のほうから一連感じている事項を申します。

例えば、大会社であれば、いろんな管理者が入れかわります。全国へ回ります、あるいは世界へ回ります。いろんな人に会って、いろんなことを学ぶ機会があります。トップも今度しかわっていきます。そこで鍛えていきます。ところが、悲しいかな、基山町はそれが少ないですね。全くないとは申しませんが、大学を出られても、高校を出られても、ここに入られて中堅管理者、あるいはトップがそういうふうに入れかわらない。非常にそういう点で、指導者の力に限定があるのかなと、環境上ですね。こう思うんです。これはある面ではないかと思えますね。

しかしながら、先ほど町長は国がとかいろいろおっしゃったけど、私も第一線からずっと回りましたが、私なんかでも追いつかないだけの力を持っている人がいるんです。昔はこうしなからね。ガリ版で文書を現場でそのまま書いてやれる力を持っている、磨けば光るんですね。だから、これがもうできないよということに思ってしまったからできないんです。例えば町長、ここにこういうのがあります。町職員のTシャツ、ポロシャツ着用について云々と書いて、総務課と書いて、ニコちゃんマークを張った紙が、エレベーターにも張ってあります。これを見て何かお感じになりませんか。これは町長でなくてもいいんですけども、たくさんおられますから。これを見て何か感じられませんか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それこそ片山議員が何をおっしゃっておられるのか、ちょっとわかりかねるということでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

あと一緒に言いますが、ここにですね、これは何度も謝られたこと。基本チェックリストの回答のお願いについて、後で各家庭に該当者におわび状が行きましたね。これがですね、差し出しが健康福祉課になっています。これも健康福祉課になっています。

これは国民健康保険高齢受給者証です、こっちは国民健康保険証。これを見て町長、何かお感じになりませんか。総務課長、何か感じませんか。

○議長（後藤信八君）

もう少し質問の意図をきちっと言われないと。（「いや、これを見て感じないかということなんです」と呼ぶ者あり）小森町長。

○町長（小森純一君）

見ただけで感じることは、やっぱり形を一緒にしたほうが取り扱いに便利かなというようなことは今感じましたけれども、それ以外、ちょっと内容的ないろいろはわかりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

今、全部見てられたですね。要するに私、エレベーターの前に張ってあるのを見て、何だこれって思いましたね。要するにこの庁舎の管理をしているのは、これは財政課長ですよ。それから、この服務規律は多分総務課長の所掌ですよ、総務課って書いてあるから。何で権限のある人の名前が入っていないのか、責任者が明確になっていないのか。このはがきのわび状も何で健康福祉課なのか、課長じゃないのか。課長がおわびを言うべきでしょう。責任と権限。要するに義務があって、それに責任が伴うから権限も与え、予算権もあるわけですね。そこらあたりが非常にあやふやだし、ラフです。これに気づかれないというのは、——この質問は何だ、私ぱっと思って、これを行ってチェックしたんです。まさに町長が感じたことを私感じて、この健康保険証と何で一緒にならないのかと。検討中ですよと申すんです、検討中。住民さんはすぐああ、そうですかと帰る。私はどこで検討しているのかと聞いたら、見せられたのが、ここに各市町村国民健康保険課長様と書いて、県の国民年金係長から来た文書を見せられたんです。県でやっていますと。本当って。県でやらなきゃいけないことなの。この国民健康保険の保険者はだれですか。そこを考えればいいこと、知恵



を出せばいいことなんです。同じ免許証入れにぱっと入らない、一緒に見せてくださいと、こう言うんですね。それについて、町長は出席の義務がありますから、町長にお伺いするんですが、代弁はどなたがされても構わないんですけれども。

○議長（後藤信八君）

小森町長、いいですか。

○町長（小森純一君）

私にということをございましたもんですから。私はちょっとそこまで詳しくは、内容的なことまではさっき言いましたように存じておりません。担当課のほうから答えさせます。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

議員のお尋ねの件なんですけれども、第7回の実務者会議の開催の文書を差し上げましたのは、現在75歳以上の方を県一本の保険者で統一しようということをやっていますけれども、そのときには大きさを含めまして書類関係も統一していこうと。被保険者証と、それこそ今言われました高齢者受給者証の問題ですね。それも二つ折りにして4面でやっていくのかとか、そういう検討をやっていることを担当のほうは申したというふうに私は理解をいたしております。

そして、あと74歳以下の問題につきましては、これは今1市4町、吉野ヶ里町まで入れて1市4町ですけれども、その中で検討していくというふうになっておりますので、参考のために申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

要するに責任と権限で、県が何の関係があるんですか。今、75歳以上は県でやっていますからね。まとめて高齢者以上はやっていますから、そこで検討するのは当たり前なんです。ところが、国民健康保険者は各市町村ですよ。それを今1市5町でおやりになっているけれども、そこでやっているとになったらまだわかる、理解できるんです、責任と権限が。

それで、この案を出すのは、ここで今検討していますじゃなくて、担当者ですから、係長

が出てきているんですからね。自分が本当は一番働きバチで知恵を出さなきゃいけないところなんです、出ない。そこらあたりは、やはり行政力のまだまだ低さかなと。これは国とか、確かに第一線でいろんなことをやらなきゃいけない。それが大変だと思っちゃったら大変なんです、やれるよと思えばどうってことないんですね。

一番我々が受ける、住民の方がおっしゃるように、我々はそのために住民税を払っているんじゃないかとおっしゃる。私も過去37年間かかわっているときに、税金泥棒と言われたことが2回あります。江ノ島と千葉で言われたことがあります。そう言われないように、やっぱり責任を持ってやらなければいけないと思いますので、ひとつ一生懸命おやりになっている、体に汗かいてはわかるんですが、やはりそれぞれの段階で頭に汗をかいていただきたい。そして、我々が住みやすい町をつくっていただきたいと、こう思います。

アーミーのテーゼに、100頭の羊と100頭のライオンがけんかをして、勝つのは100頭の羊だというテーゼがあります。これはちょっと隠し玉があって、100頭の羊のリーダーはライオンです。100頭のライオンのリーダーは羊です。100頭の一人一人の力があっても、羊がリーダーであると勝てないというテーゼがあります。やはり町長がライオンであろうと思いますけれども、その本領を発揮していただいて、いや、これはできないとかじゃなくて、やはりそこは法でやらなきゃいけないんですけれども、法をどう理解する、解釈をするか。やはりそこらあたりを十分に、これからもみんなで知恵を出し合ってやっていただければ、基山町は決しておかしな地域にはならないと思う。今まで70年とおっしゃいましたが、去年70周年をやりましたが、町長は過去よかったとおっしゃるが、70年の残渣を断ち切らないと、基山町はひなから近代的な都市にならないんじゃないかと思います。

以上でもって質問を終わります。

#### ○議長（後藤信八君）

以上で片山一儀議員の一般質問を終わります。

10時50分まで休憩いたします。

～午前10時41分 休憩～

～午前10時51分 再開～

#### ○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

次に、牧菌綾子議員の一般質問を行います。牧菌綾子議員。

○3番（牧菌綾子君）（登壇）

おはようございます。まだなれませんので、ちょっと一般質問が段取り悪いかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、きょうの質問、1から始めさせていただきます。

質問事項の1、住民基本台帳ネットワークについて。

(1)住基ネット導入はいつからでしょうか。

(2)このシステム利用に基山町の分担金は幾らぐらいお支払いでしょうか。

(3)住基カードは、基山町でどのくらい発行されていますでしょうか。

質問の2、基山町のホームページについてお尋ねします。

(1)基山町内でのブロードバンドの普及はどのくらい把握していらっしゃいますでしょうか。

(2)その普及に関して、何か町として対策をとっていらっしゃいますでしょうか。

(3)基山町のホームページを日本語、英語、中国語、韓国語のバージョンにした目的は何でしょうか。

(4)各課の内容を更新したときの内容チェックはどのようにされていますでしょうか。

質問事項の3、循環バスの利便性についてお尋ねします。

(1)九州運輸局の公共交通確保維持事業でコミュニティーバスの活用促進を何かお考えでしょうか。

(2)この循環バスの契約時の条件はどのような内容でしたでしょうか。

(3)福祉対応のコースの見直しというのはお考えではないのでしょうか。

1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

牧菌綾子議員の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの住民基本台帳ネットワークについて。

(1)住基ネット導入はいつからかということですが、国に準じて導入を図っております。住基ネットの第1次稼動が平成14年8月5日です。また、第2次稼動、これが本格稼動ですが、平成15年8月25日となっております。

(2)システム利用に基山町の分担金は幾らかということです。

住民基本台帳ネットワークのシステム利用で基山町が支払った分担金はありません。

(3)住基カードはどれくらい発行しておるかというお尋ねです。

住基カードの交付枚数は平成15年度より平成22年度までで461枚、うち、写真ありが349枚です。また、平成23年度につきましては、8月末現在で30枚、うち、写真ありが29枚、合計の491枚、うち、写真ありが378枚となっております。

2、基山町ホームページについてということです。

(1)町内ブロードバンドの普及をどのくらい把握しているかということですが、基山町内の加入件数は、世帯と事業所合わせて7月末で3,556件です。普及率としては51%程度になっております。

(2)普及に関して何か対策をとっているのかということですが、基山町のブロードバンドの接続可能範囲、カバー率は一部の山間部を除きおおむね100%に近い状況のため、各世帯は事業者に申し込みれば接続できる状態であります。

接続できる環境整備促進については、以前から事業者をお願いをしていましたが、利用促進については民間事業者にお任せしたいと思います。

(3)のホームページを日本語、英語、中国語、韓国語バージョンにした目的ということです。

ホームページは町からの情報発信の主となる媒体の一つであることから、外国の方にも見ていただけるように、また多くの市町村のホームページにも掲載しているため、市町村も今回新たに導入をいたしております。

(4)各課の内容を更新したときの内容チェックはどのようにしているかということです。

各担当者がページの作成を行い、その後、各所属長が内容の確認と公開の決裁を行います。これを企画政策課の情報担当が内容や記載方法などにつき最終チェックを行い、問題なければ公開手続を行います。

3の循環バスの利用性についてということです。

(1)九州運輸局の公共交通確保維持事業でコミュニティーバスの活用促進を何か考えているかということです。

御質問のことは、地域公共交通確保維持改善事業のことではないかと思えます。この制度は、国が今年度から始めた事業で、制度の目的としては、生活交通の存続が危機に瀕してい

る地域で、実情に合った最適な移動手段のため、地域公共交通の確保、維持、改善を支援するためのものです。

なお、この制度の事業対象者は、道路運輸法に定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者となっており、本町での活用は考えておりません。

(2)の循環バスの契約時の条件はどんな内容だったかということです。

今年度の契約内容については、期間は4月1日から翌年3月31日までで、そのうち日曜日、祝日及び年末年始を除く295日間、園部線、けやき台・宮浦線、小倉・長野線をそれぞれ1日6便の運行と、学童送迎を月曜日から金曜日まで朝夕それぞれ運行するところでの内容となっております。

(3)福祉対応のコースの見直しは考えていないのかということです。

循環バスの発足経緯については、西鉄バスが以前、園部地区で路線バスを運行していましたが、路線バス廃止に伴い、学童送迎をどのようにするかということを目的として取り組んだものでございます。しかし、少子化等により学童送迎の対象者は少なくなって、循環バスを利用される方は高齢者の方が多くなっています。今後、高齢者対策を含めての対応が必要と考えております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

それでは、最初の住民基本台帳ネットワークから質問させていただきます。

1の住基ネットの導入をお聞きしたのは、平成11年度の住民基本台帳法の改正により、地方公共団体共同システムとして各市町村の住民基本台帳のネットワークを図ったという総務省のホームページからの文言で、基山町はいつからこれを導入したのだろうかということでお尋ねしました。そのお答えの第1稼動と第2稼動というのは、内容的にどのように違うのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

ただいま牧菌議員の御質問ですが、平成14年8月5日の第1次稼動は全国の自治体をネッ

トワークで——専用回線ですけど——結ぶシステムを構築しまして、住民への住民票コード通知開始や行政機関への本人確認情報提供により、例えば、パスポートの申請時など法で定められた行政機関への申請や、届け出を行う際の住民票の写しの添付が省略が可能となっております。

さらに、平成15年8月25日からの本格稼働では、住民票の写しの全国での広域交付、並びに住民基本台帳カードの交付、それから転入・転出作業の簡素化ができるようになっております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

この基本台帳に関してですけど、基山町の住民基本台帳ネットワークシステム保護管理運営規程というのがございましたので、ホームページからダウンロードして読んだんですけど、14条と15条に住民基本台帳カード等の管理、それからデータ等の管理ということで、こうあるんですけど、データのバックアップとかというのは当然してあるんでしょうか。企画推進課長ですかね、これは。お願いします。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

今、基山町では基幹系システムと内部系システムというのを扱っておりますが、基幹系システムにつきましては、鳥栖のほうで一括して電算室を設けておりまして、それにつきまして業者のほう、これ委託ですが、管理的にはちゃんとやっているというところで、一応私のほうの企画政策課長につきましてはセキュリティー管理者ということで、全体的な管理を含めた責任者ということになっております。バックアップ等もやっております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

それでは、住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画書、これは18条のところに書いてあったんですけど、これは国の示したものでしょうか。それとも基山町独自のもので

しょうか。これは町長にお尋ねします。済みません。一応これの条例でいくと、「セキュリティー統括者を置き、町長をもって充てる。」というふうに条例であったものですから、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

これは私の怠慢かもしれませんが、申しわけございません、その辺のところは把握をいたしておりません。申しわけございません。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

基本的には担当、例えば、住基であれば税務住民課長、セキュリティーについては私の企画政策課長、そういう担当の課長が基本的には行うようになっておりまして、当然いろんな問題があれば、統括する管理者であります町長のほうに報告、相談をするという仕組みになっているところでございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

済みません。何度か読み直して理解しようと思ったんですけど、ちょっとわかりづらかったものですから、あえてお尋ねしました。

大体こういうことを聞いているというのは当然おわかりと思いますけど、東日本大震災でやはり住民基本台帳というのが物すごくきちっとしてないと大変なことになるというのをニュースで皆さんごらんになっておわかりだろうと思うので、一応その辺のところをちょっとお尋ねできたらと思って質問しております。

それで、このシステム利用に基山町の分担金というのはないということでしたけど、市町村、都道府県、指定処理機関がシステムを維持管理するのに年間130億円のコストがかかるというふうに、これも総務省のホームページに出ていた内容なんですけど、通常利用すれば何もないということはないと思うんですけど、この辺はいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

重松税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

基山町におきましては、ただいま住民基本台帳のネットワークシステムの使用料並びに委託料なんですけれども、基幹系情報システムの中で今、予算を計上させていただいております。平成23年度におきましては、このシステム業務委託料及びシステム使用料といたしまして、合わせて大体41,000千円程度計上させていただいております。ただし、そのうち住民基本台帳ネットワーク分を詳細に分けて幾らというのはいわかりません。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

個人でもネットを使えばかなりの金額を払っておりますから、どういうふうな利用をされているのかなということをちょっとお尋ねしたいんですけど、これもホームページから見たんですけど、住民票の写しの添付、年金の現況届の省略、転入通知のオンライン化による事務の効率化、郵送料の削減等、全体として約510億円の費用対効果が見込まれるとありますけれども、基山町では導入前と比べてのメリット、デメリットを含めてどのような変化があったんでしょうか、教えていただけますか。

○議長（後藤信八君）

重松税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

まず、住基ネットのできるようになったこと、メリット関係をちょっと先に申し述べたいと思いますが、先ほど議員申されましたように、住民票の写しの提出の省略、これが全国でいきますと年間約510万件となっております。これが、住基ネットが稼動する前は、例えば、パスポートの発給申請などの際には住民票の写しを提出する必要がありました。ところが、この住基ネットを利用することによりまして、この手続は省略化されているということになっております。

それから、年金の現況確認の届け出の省略、これが年間約4,000万人分と言われておりますが、これは、住基ネットを稼動する前は、年金を受給されている方は毎年、現況確認の届け出を提出する必要があったわけなんですけれども、この住基ネットを利用することによりまし



て平成18年の10月からは、この手続が省略されることになっております。例えば、基山町におきましては、年金収入がある方が約5,000人の方がおられます。それから、住民票の写しの交付の広域交付なんですけど、従来、お住まいの市町村でしか交付が受けられなかった住民票の写しについては、住基カードを提示することによりまして全国のどこの市町村でも交付を受けることができるようになっておりますが、ただし、東京都の国立市、それから福島県の矢祭町では交付を受けることはできません。この2つの市、町についてはこのネットワークシステムに加入をされてないということになっております。

それから、基山町においては、その広域交付で利用された方が、例えば、基山町の方がよその市町村で住民票の写しの交付を受けた件数が14件あります。それから、よその市町村の方が基山町で交付を受けた件数が2件、延べの16件になっております。

それから、先ほど議員が申されましたように、転入、転出の手続の簡素化、これが非常に簡素化になっております。今までは、転出届、転出証明を持って転入先のほうに行かにかいんと、2回市町村を手続に行かなくてはならなかったんですが、今回においては住基カードを提示することによりまして、転入先の1回で、転入届け出を1回で処理が済むというふうになっております。

それから、電子証明書を電子申請が可能になっております。イータックスの関係ですけれども、これにつきましては、公的個人認証のサービスを受ける住基カードにその公的個人認証の格納されたものについては、自宅でパソコンでインターネットを通じて、いつでも、どこでもこの電子申請、確定申告の申請をすることができるということになっております。

大体以上でございます。

**○議長（後藤信八君）**

デメリットは。

重松税務住民課長。

**○税務住民課長（重松俊彦君）**

済みません。デメリットを言っていませんでした。

デメリットに関しては、やはり受益者負担という格好でこの住基カードを発行するのに500円かかっております。それから、公的個人認証の格納するサービスを受けるためには、さらに500円かかります。ところが、この住基カードを1枚作成するのに町は委託しているんですけども、1,375円かかっております。だから、基山町としては、受益者負担は500円

いただいておりますが、さらに八百何十円かは基山町が負担をしているということになっております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

相当私もダウンロードした、プリントアウトしたものを讀んだんですけど、細かいところはちょっとなかなかわからなくて、便利なんだけど、例えば、住基カードがなくては困るほどではないような感じがちょっとしたもんですから、実際この住基カードがどれぐらいの普及をしているのかということで全国での枚数を見ましたら、23年度3月31日現在で約558万9,000枚、これは日本全国ということですから、決して多くはないのかなと、利用している団体数としては182市町村ということでした。これは4月1日現在ですけど。ですから、まだちょっと普及としてはどうかなとも思うんですけど、先ほど伺った基山町の枚数は、人口からして比率はどのくらいになるんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

重松税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

ただいまの普及率という格好ですけれども、一応8月末の基山町の人口が1万7,796名となっております。それで、先ほど言いましたうちが発行していますのが491枚ということで、その人口で割り返しますと、基山町におきましては約2.8%となっております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

この2.8%が多いのか少ないのかというのは私自身もよく、国のほうもまだ普及は十分じゃないと思うから、少ないか多いかはちょっと判断しかねるんですけど、この住基カードというのが公的な身分証明書としての活用に関して、市区町村が独自のサービスが受けられるという記述もホームページのほうで出ておりました。基山町として独自のというより、基本的によくわからないんであれなんですけど、住基カードを利用してどのような利便性という

か、あっ、これをつくったほうがいいなという何かそういうものがありましたら教えていただけますか。

○議長（後藤信八君）

重松税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

先ほどとダブるところもあるかと思いますが、一応住基カードは、まず身分証明書として使えるということが第一の利点だと思います。例えば、さまざまな事情で運転免許証を持っていない方や高齢になって運転免許証を返納した方々については、この住基カードは先ほど言いましたように身分証明書として大変貴重な存在になっております。それから、例えば、銀行口座で新規開設をするときなど本人確認がどうしても必要なときは、この住基カードが身分証明書にかわり得るということになっております。それから、先ほど言いました電子申告、そういうことが考えられます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

その中で、このホームページに載っていた分で、証明書の発行がコンビニでも可能になり、順次拡大中という掲載があったんですけど、基山町は、その交付窓口一覧に佐賀市ですとか有田市などのように説明ページがなかったものですから、お尋ねしますが、基山町はどんなでしょうか。

○議長（後藤信八君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

基山町につきましては、コンビニ等での住民票交付とかは一切今のところはやっておりません。

以上です。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

なかなかいろいろ読んでもわかりづらい内容なので、この住基ネットのみで分担金というのではないということでしたけれども、これを利用していろいろ普及するほうにも使っただきたいと思うし、さらに、先ほどおっしゃったように、免許証を返納した後の自分の身分証明にもなるということで、さらなる普及をお願いしたいというか、何か広報でも含めて考えていけたらいいなと自分も思います。

一応1番に関しては質問を終わります。

そしたら、引き続きネットのことなんですが、2番の基山町のホームページについてお尋ねをいたします。

先ほど1番で普及率をどのくらい把握していらっしゃいますかということで、普及率としては51%ぐらい基山町では普及しているということですが、一応国のほうのホームページ、総務省のほうなんですけど、国の整備されている90%の世帯で利用されていると思われるのは約30%にとどまっており、整備はしたけど、利用はまだ少ないという現実が見えてくるといことなんですけど、先ほど民間のほうにということでもありましたから、普及に対して目標値というのをお尋ねしてもどうかなとは思いますが、ちょっとお考えがあったら、具体的に何か数値目標みたいなのがありましたら、教えていただけますでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

岩坂企画政策課長。

**○企画政策課長（岩坂唯宜君）**

先ほどの普及率は、これは事業所も含めた普及率でございますので、世帯に直すとまだちょっと下がってくるのではないかと考えております。ただ、これにつきましては、やはりホームページ等は当然いろいろな情報を発信するには主要な媒体になっておりますし、今後もなってくるということは考えておりますので、加入率は当然ふえていっていただきたいということでございます。以前には、この光ケーブルとかそういうものの設置を基山町内全部に見れるようお願いを再三してきておりました。おかげさまでNTT、あるいはQTネット、QTネットあたりはまだ部分的な状況ではございますけれども、それを選択しなければ一応皆様加入ができるという状況でございますので、あとは促進につきましては先ほど町長も言われましたが、これはもう民間の事業者にお任せをいたしまして、できるだけ普及をしていただきたいということは思っているところでございます。

**○議長（後藤信八君）**

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

その普及に関してですけど、接続に関しては民間の業者がされるということなんですけれども、接続して、そして取り組みとして、接続された人に町としてこういうこと、何かできますよというふうな広報も含めて何かされていますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

加入に対しての促進に対するいろんな情報というのは特に流してはおりません。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

町からは広報も出ておりますし、ホームページを見ないからといって情報が伝わらないということもないと思うんですけど、かなりのリアルタイムで情報が入手できるというのがホームページのよさだろうと思いますので、この普及をちょっと意識した取り組みが何かあればと思うんですけど、町民の方からこういうことをしてもらったらいいのにとというような具体的な御意見とかというのはありましたでしょうか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

特に、直接そういう御意見があるというのは、今のところ私は認識はしておりませんが、とにかくある程度限られた方といいますか、どうしてもお年寄りの方は、なかなかこういう接続促進にはつながらないのではないかとはいっております。本来はそこまでいかなければならないと思いますけれども、そういう面については当然、広報あたりでフォローしていきたいと思いますが、今おっしゃったようにリアルタイムでの部分については、やはりこのホームページが一番だと思いますので、できるだけ今後はそういう皆様方に利用促進といいますか、そういう方法も考えていかなければならないとは思っております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧園綾子君）

自分も2000年からしてしまして、ずっと本を買いながら勉強したほうなので、簡単にはちょっと教えてもらってできるものでもないかなという気はするんですけど、現在ホームページを日本語、英語、中国語、韓国語バージョンにした目的はということで、ほかのところもしているし、外国の方にも見ていただけるようにということでしたけど、私もしてみたんですけど、グーグルの翻訳機能でページがそのように変わるんですけど、注釈は入っていますけど、本当にこれ確実にできているという内容のチェックをされたことありますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

これにつきましては、今回のホームページのリニューアルに合わせて翻訳機能もさせていただいたということですが、御指摘のとおり、それでは正確かといいますと、グーグルのほうの自動翻訳ということになっておりますので、必ずしも正確ではないと。ただ、今の状況では、これ無料で行われるということですが、今後はその内容までチェックをして正確なものにするべきではあると思いますけれども、なかなかそこら辺までは考えておりませんし、自動的で単語あたりである程度理解をしていただくというか、いう面があると思いますし、住民の方がお見えになったときにやっぱり外国人の方もいらっしゃいます。そういうときにこれを使って簡単な説明ではございますけれども、そういう場合に利用をしている程度でございまして、正確かと申されますと、ちゃんとした正確な内容になってない場合もあるかとは思っております。

○議長（後藤信八君）

牧園議員。

○3番（牧園綾子君）

パーフェクトを求めるわけじゃないんですけど、公的な機関が出しているホームページなものですから、中国語でも漢字一つで物すごく違ったりするものですから、そこで、あれっと思うようなことがあって何かあってはというちょっと先走りというか、そのようなことをちょっと考えたものですから、どなたか中国語、あるいは韓国語で少しわかる人が、ちょっとこれ変じゃないみたいな感じの話でもされたかなという、全体的なきちんとしたチェックじゃなくても、これで大丈夫じゃないかというような確認とかがされたのかなというその辺

をちょっとお聞きしたかったもんですから。では、当然まだそれに対しての問い合わせですとかクレームとかというのはなかったということでしょうか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

4月から行っておりますので、期間が短いせいもあると思いますが、今のところそういう内容でお問い合わせはあっておりません。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

私もかなり基山町のホームページはチェックをするようにしておりますけど、各課の内容を更新したときの内容チェックは、先ほどでしたら、各担当者が行い、さらに各所属長がその内容の確認をされるということだったんですけど、揚げ足を取るわけではないんですけど、自分が見たところのあれですから、全部をチェックしたわけではないんですけど、まちづくり推進課の循環バスの時刻表なんかなんですけど、これはソースを開かれたら多分、ここチェックミスだなとわかるんですけど、同一のウインドーの中でのリンクは、リンク先のほうにIDを入れないとリンクしないんですよ。それがずっと前から気になっていて、ちょうど循環バスのことをちょっとお尋ねするのを見ていたら。だから、行かないから見れないということはないけど、そこにリンクを張ってそういうふうにしてあるんなら、そういうチェックというのはアップする前にもう一回チェックしていただきたいなと思うしですね。

それから、町へのアクセスというのもかなり何度か見ておりましたけど、カタログをスキナーで取り込んで画像に載せるというのはホームページをつくる者はよくやる手なんですけど、時間が省略できるし。ただ、開いた時点で文字がフォントが小さ過ぎると読めないということがあるので、多分これは基山町の風景を載せているし、それから広域の高速バスですとか、いろんなものの乗り継ぎですとか、そういうのがわかりやすくカタログには載ってましたから、多分これを利用したいということだったろうと思いますけど、そこに書かれている文字、例えば、どこどこから何分である、どこどこにこれはアクセスしてつながっていくというその文字が余り小さいとちょっと意味をなさないので、できたら、このやり方でも結構ですけど、文字の部分のところだけは入力を別にするとか、それから地図に関しては

地図だけクリックすれば拡大するというのがほかのところでもよくやっていますので、そこで、基山町はこういうポジションのところであって、そして近くに鳥栖があり、博多駅にこう行って、空港もこうなんだとわかりやすく載せないで、せつかく町へのアクセスへ行ったのに、申しわけないけど、えって思ってしまったんですよ。だから、こんなに福岡からも鳥栖からも新幹線で来ると便利なんだとうたいたいがために下に新幹線の画像も入っていると思うので、ちょっとこういう工夫をしていただけたらと思います。だから、これは決して間違いではないから、更新するときのチェックということであればそれでもよしとされたのかもしれないけどですね。一応ホームページの目的というのは、皆さんによりよく知っていただくということであろうと思いますから、ちょっとこういうところをもう少し、町長への相談室じゃないけど、そういうことであるほどのことではないけど、ちょっと気になっていたもんですから、できたらこういうことも声としてあったということと考えていただきたいと思います。

そしたら、その後の3番の循環バスに移らせていただきます。

循環バスの利便性についてお尋ねをしたんですけど、なぜこういうことを聞いたかといいますと、本年度の3月30日の新聞掲載で、九州7県の全自治体のうち回収率97%の227市町村の回答が寄せられておまして、これがコミュニティーバス、乗り合いタクシーを走らせている62.1%、民間の路線バスに補助金を出している自治体68.7%、さらに細かくこのアンケートの内容が出ておまして、市町村の年間負担額は平均20,170千円、10,000千円未満が41.1%でした。この目的というのが、通院が80.9%、買い物75.2%、通学で27.0%、使われているバスの平均運行距離が22キロ、所要時間42分、1日当たりの運行本数が3往復、平均利用者数が1往復当たり5人、何か実際基山で循環バスの質問をする際に乗ってきたそのままの平均をそのまま言っているなという印象だったんですけど。それで、九州運輸局の発表での新規事業として、コミュニティーバスの補助対象が拡充されるという内容がその新聞記載であったものですから、お尋ねをしたんですけど、一応どうでしょうか。一般乗合旅客自動車運送事業を営業者となっておられますからということなんですけど、当然このバスに関しては、ほかの方の質問もたくさんありますからお考えのようですので、一応何でもかこういことを聞いているかというのと、同じ時間に3つの路線を乗ってみたときに、先ほどの平均の時間ですとか、1人当たりの利用者数ですとか、それから運行本数は平均ですから、よそから比べても足りないというふうには思わないんですけど、このルートでどうなんだろうかと



なということをちょっと考えたもんですから、それで、そのときに問題になるのがタクシーとの今現在の契約時の条件かなというふうに思ったんですけど、これは特に何かこれじゃなきゃいけないというふうなお考えがあつてということで契約をされたんでしょうか。今現在の基山タクシーとの契約、基本的にどうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今現在、基山タクシーと平成22年度から循環バスの契約をいたしております。それまでは西鉄バスと契約をして運行していたところでございますが、西鉄バスとの関係では、運行経費が高かったために申し入れを行っておったんですけども、受け入れがなされずに、見積もりを基山タクシーからと西鉄バス両方からとったところ、基山タクシーのほうが安かったということで、現在、基山タクシーになっているところでございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

では、入札金額のみということだという理解でよろしいかなとは思んですけど、これに関しても基山町の循環バス検討委員会設置に関する規定というのと、それから基山町循環バス運行に関する実施要綱というのがホームページ上でダウンロードできたので、これを読んだんですけど、この契約時というのは、ただ金額だけ、例えば、この路線はこういう形でというようなコースの内容とかそういうのは、ちょっとドライバーさんに聞いたら、それは町のほうでお考えじゃないでしょうかという返答だったんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

西鉄バスに委託していたときの内容と、今現在の基山タクシーに委託している内容については変わっておりません。同じ内容での見積もりをお願いしたところでございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

**○3番（牧菌綾子君）**

ということは、やはりコースに関しては、町のほうがここをこういう形で走ってほしいという内容で、契約のときに向こうがそれを了解して入札をしたというふうに理解してよろしいということでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）**

今議員仰せのとおりでございます。内容については以前から変わっておりません。運行形態、時間、本数、そういうものは変わっておりません。

**○議長（後藤信八君）**

牧菌議員。

**○3番（牧菌綾子君）**

それでは、循環バス運行に関する実施要綱というのが平成12年9月29日に告示され、随時改定ということになっているんですけど、一応内容、第5条あたりの当然利用対象者というのがちょっと今の現状にそぐわないような条項になっているんですけど、こういうものを見直しとかというのはお考えでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）**

今申されましたのは、基山町循環バス運行に関する実施要綱というのがございます。その第5条に利用対象者ということで、第1号には、児童の送迎については、小松地区、黒目牛地区、これは旧分校区のことですけれども、小学校1年生から3年生までの児童ということで、学童送迎のことをうたっております。学童送迎については朝と夕方行っております。その関係があるものですから、まずはこの学童送迎が西鉄バスの運行廃止に伴ったときの問題点で今現在あるわけですけれども、実情を申しますと、学童送迎の子供さんの数が当時から比べるとやっぱり相当減っているのではないかと思います。それと、逆の考え方といえますか、高齢者の方、この方たちの利用がだんだんだんだんふえてきております。ですから、現実的にはそこら辺の問題をどのように調整していくかと、こういうのは先ほど言われました循環バス検討委員会の中で検討して行って、よりよい方策を意見を聞くなどして探ってい

く必要があると思います。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

この委員会も実際、委員会の委員ということでいくと、ちゃんと第4条にうたっているもので、委員6人をもって組織するというふうになっているんですけど、ちょっと循環バスに乗ったときに町民の方から、以前もコースに関してはもう一回考え直していただけないでしょうかということで、実際に町のほうに意見を提出したという方にちょうどお会いしたものですから、今までそういう意見はあったと思うんですけど、そういう直接行かれた方の意見というのはどのような処理をされていたんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

昨年度、平成21年度からは午後の1便ですか、1時に出発する便がありますけれども、その分で基山駅と役場の往復を1便追加したということが昨年度から行われております。そのほかについては、なかなかやっぱりコースの問題等難しい問題があります。というのは、時間帯によって多い時間と少ない時間とありますから、これをどのように持っていくかと、そういうことがまだ検討課題としては残っておりますので、ここら辺が先ほど議員言われますような検討委員会での課題ではないかと思っております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

一応委員会での委員6人の方が組織していろいろ含めた内容を検討していただくんですけど、それはすべてあと町長に意見書を提出するという第2条のところにあると思うので、それをどのような形で意見を取り込んでいかれるのか、ちょっとお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

そこら辺はうちのほうからも今までいろいろな問題提起といいますか、一般の町民の方からもあっております。そういうふうなのがこの委員会の中で提起して、こういう問題がありますけど、どんなでしようかということは皆さんに申し上げて、委員会でそういうふうな議論をしていただければと思っております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

一応そういう委員会が開かれ、皆さんの意見がそこに吸収された形で反映するとなると、期待をしますので、どの程度そういうことで意見を集約したものが反映されるんだろうかというのは、今回こうして質問して議会だよりも上げていきますけど、変な期待はできませんけど、先ほどおっしゃったように集約した形でとおっしゃるけど、どういう形で結果反映するかというのがちょっと具体的にもう少しわかれば教えていただけますか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

まだ委員会を開催しておりませんので、そこら辺ちょっと今の段階ではっきり私のほうから申せないのが実情でございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

少し性急にちょっと求め過ぎたと思います。済みません。

この委員会設置に関する規則ですけど、これ一応今回こういう形で、例えば、問題が提起されているからということで、じゃ開こうとなった場合に、この内容だと随時という形ではないので、できたらこの設置に関する規則の中でも、これを最低年に1回でも毎年開催して現状でいいだろうか、もっと形を変えたほうがいいのかというふうな議論ができる場所にしていただきたいので、そういうことの考えというか、これも含めた規則の見直しでの常設化ということを含めたお考えというのは、ここでお願いしてできることでしょうか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今申されたのは規則の改正を含めてということでございます。規則の改正というのはやっぱり中身の問題が相当関係してきますので、そこら辺はちょっと今後の検討課題ではないかと思えます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

済みません、まだ段取りがよくちょっとわからないので、規則の見直しとなったら、そういうことは発言いただけないというのはちょっと考えておりませんでした。済みません。

その中で、例えば、この循環バスですけど、今現在、循環バスという文字と、それから何々線という字で見えるような形での、それは字だけなもんですから、遠くから来てもちょっとわかりづらいというのものもあるし、せっかく基山町には新しくキャラクターとして「きやまん」というのができたので、例えば、よその幼稚園でもそうですけど、かわいいシールが張ってあって、見るからに、あっ、幼稚園のバスだなとわかるというそういうような形の取り組みというのは簡単にできないんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

いろいろな問題があると思えます。「きやまん」の問題とか、いつ来たかわからないとかそういうようなお知らせといいますか、そういう問題については、この循環バス検討委員会の中でお諮りをして意見を聞きたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

できたら、CM要素も含んでおりますので、かたいことは言わずに、それぐらいはいいじゃないかという形でシールをバスに張っていただくと、乗るときも優しい気持ちで乗れるということもありますので、お願いします。

3番目の福祉対応のコースの見直しを考えていないですかということの質問なんですけど、これは先ほどの回答でも、対象者が高齢の方がふえてきているということもあつたんですけ

ど、平成23年度の基山町当初予算説明書の中の文言で、交通政策事業で高齢者や障害者の外出支援を目的にという文言が載っておりました。実際乗ってみると、やっぱり入札金額の問題もあるでしょうけど、私はまだ高齢者に片足ぐらいしかかけておりませんが、何か転びそうな感じで、これはちょっと乗りづらいな、おりづらいなという印象だったんですけど、これをあえてことしの当初予算の説明書の中で文言として書いたということは、これは当然想定をしていたということによろしいのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

循環バスの利用者の方は、学童送迎の人数、また1日6便運行しておりますが、その中でどの年代の方が乗られているというのは報告で毎月上がってきております。そういう関係で、やっぱり先ほどから申しておりますけど、高齢者の方の割合が非常に多いということでやっぱりそこら辺は高齢者の方の利用促進といいますか、そこら辺での記述になっているかと思えます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

一応そういうものに文言にうたったということは、当然お考えであったんだろうと思うんですけど、その点で入札の金額、予算の問題もあると思いますけど、バスのサイズをちょっと考え直すとかというのはどうでしょうか。やっぱり委員会の中での検討事項ということになるのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

バスの大きさについては、これはちょっと詳しくわかりませんが、基山タクシーさんのほうでは乗り合い自動車ですか、この関係があつて、13人以上の乗れるバスをある程度一定の台数以上保有しておかないとそういうふうな事業ができないということ、ちょっと具体的ではないですけども、陸運局のほうから聞いております。その関係で、今のバス1台で足りないときには、後ろにタクシーをつけて運行するという契約の中には入っておりま

す。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

そういう具体的な内容になったら、これから設置されるであろう委員会の中で具体的にやはり検討していただくことであろうと思いますけど、最後に、先ほどありました運行バスの中での実施要綱の中で利用対象者が「旧園部分校区」というふうな文言がありますけれども、今現在、本当に4キロ以上の距離であっても、この文言があるために、送迎というのがしていただきたいのと思えるような場所であっても、できないという状況があるのもちょっと耳にしましたので、こういうことも含めてぜひ検討していただいて、変えるところは変えていきたいと思いますので、一緒によろしくお願いします。

以上です。

○議長（後藤信八君）

以上で牧菌綾子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩をします。

～午前11時45分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

次に、重松一徳議員の一般質問を行います。重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）（登壇）

6番議員の重松です。冒頭、多くの傍聴者の方に感謝を申し上げます。基山町の将来は、町民一人一人が責任を持つ議論の中から生まれてくると思っています。私も責任ある発言、行動をしてまいりたいと考えています。また、わかりやすい言葉で情報を発信することが、ともに議論をする上で大変大事です。わかりやすい言葉で質問をいたしますので、わかりやすい言葉で回答をしていただくよう執行部の方にはお願いを申し上げます。

では、最初に、質問事項1、下水道事業について質問いたします。

過去何度か一般質問をいたしましたし、他の議員さんもされています。基山町が抱える懸案事項の筆頭に来る課題が、この下水道問題だろうと思っています。平成7年に公共下水道

事業の全体計画を策定し、町全体の554ヘクタールの整備計画でスタートをしました。現在では、市街化区域はほぼ終了し、認可区域内の工事もほぼ終了いたしました。今回の質問は、下水道事業をどのように見直すのかという観点で質問いたします。

まず、公共下水道事業全体計画変更策定業務、それで、どの範囲までの変更を策定する計画なのか説明をお願いいたします。

2点目は、基山町は終末処理場を持っていません。福岡県流域下水道に加盟して最終処理をお願いしているわけですが、福岡県流域下水道事業との協議は進んでいるのか、また、全体計画の変更が基山町単独でできるのかについても説明をお願いいたします。

3点目は、高島団地内の認可区域がすべて終了すると整備率は46.2%、普及率は70.2%になります。また、合併処理浄化槽の設置率は23%になっています。基山町は、約93%が汚水処理ができています。しかし、下水道共有区域内での未接続世帯が多いとの声も聞きます。未接続世帯数をお示してください。区ごとにわかれば、またそれも説明をお願いいたします。

4点目は、未接続世帯の中には、高齢者だけの世帯や年金だけの世帯など、下水道に接続したいと思うけれども、資金面でできないという声も聞きます。接続の働きかけを、今後どのようにしていくのかについても質問いたします。

質問事項2として、障がい者福祉政策について質問いたします。

1期4年間をさかのぼり、全議員の一般質問を点検してみると、障がい者の問題を一般質問されたことはほとんどありません。基山町は、障がい者福祉に対してさまざまなサービスを行っていますが、私の理解不足もありますけれども、大変わかりづらい事業でもあります。基本的なことも含めて今回は質問をいたします。

まず第1点は、今回、障害者福祉計画の見直しがあるわけですが、何を重点的に見直しを行うのかについて説明をお願いいたします。

2点目は、障がい児の通学支援や障がい者の就労支援、そして社会参加の促進策はどのようにになっているのか説明をお願いいたします。

3点目は、職員採用条件の中に障がい者特別枠を設けて、障がい者福祉事業の拡充を図るべきだと考えますが、どのように思われるのでしょうか。特に、私は今回の問題、基山町が抱えている大きな課題の中に行政の発信もありますけれども、発想力が大変不足していると思います。今言いました1項目めと質問事項2については、ぜひとも想像力を基に質問をし



たいと考えています。

次に、質問事項3、一般行政について2点質問をいたします。

まず、小松地区の水車についてです。毎年、水車まつりやJRウォーキングまたは大興善寺、ツツジともみじの大変きれいな春と秋、大勢の観光客が水車が回るのを見て心を和ませてきました。しかし、今行ってみると無残に朽ち果てて、基山町のシンボルがまた1つ失われたと思います。本当にこれでいいのか、みんなで考えるために質問いたします。

まず、水車精米設備を設置するようになった理由は何でしょうか。

2点目は、水車を修繕できない理由は何ですか。

3点目は、自然環境施策や観光行政の観点から修繕して活用すべきだと考えますが、どう思われますか。

4点目は、修繕するとしたら、修繕費は幾らかかると思われますか。

以上、水車を修繕して地域活性化につなげるべきだという視点で質問をいたします。

最後に、まちづくりについてです。3月議会でも質問をいたしました。そのときの回答を基に、再度質問いたします。まちづくり基本条例やまちづくりの実践活動について、地区説明会はどのように計画されているのでしょうか。また、町内を4ブロックに分けて地区担当職員の配置計画もあるわけですが、どのように進めるのかお伺いいたしまして1回目の質問を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）（登壇）**

重松一徳議員の御質問にお答え申し上げます。

まず1項目め、下水道事業について、(1)公共下水道事業全体計画変更策定業務委託はどの範囲までの変更を策定する計画かということでございますが、宝満川上流流域下水道処理区の整備が遅れ、本町の下水道整備に影響を及ぼす状況となっておりますのでございます。

本町の現状は、市街化区域内の整備もほとんどが完了し、認可区域内は、来年度すべて完了の見込みでございます。計画では、554ヘクタールすべてが公共下水道区域となっており、そのうち255.8ヘクタールが認可による整備済みの区域となっております。また、福岡県においては、宝満川上流流域下水道と、宝満川流域下水道の再編計画の検討もなされています。そのため、福岡県流域下水道計画との整合を図り、未整備地区の整備方針、計画汚水量の検

討など、本町としての基本方針を決定しなければならないと思っております。

(2)の福岡県流域下水道事業との協議は進んでいるのか、また基山町単独で全体計画の変更ができるのかというお尋ねですが、現状では計画変更の話はありますが、具体化はしておりません。福岡県としては、平成24年度を目途に流域下水道の見直しを予定してあります。ただし、基山町も宝満川上流流域下水道の構成員であるために、本町単独での変更はできません。福岡県に対して本町の見直し計画を示し、福岡県の見直しの中に組み入れてもらう必要があると考えています。そのことは、福岡県流域下水道計画の変更を意味するものであります。

(3)の下水道供用区域内で未接続世帯数は。区ごとに示せということでございますが、認可区域の関係上、区ごとの管理はしていませんが、供用開始区域内の未接続世帯は、8月末現在606戸となっております。

(4)の未接続世帯への公共下水道管への接続の働きかけはどうしておるかということです。今までは、下水道工事が主であったため、工事に合わせて接続をお願いしてきたところがございます。今現在は、町のホームページに掲載をしています。また、10月1日の広報に掲載し、接続をお願いしたいと思っております。

項目2の障がい者福祉政策についてでございます。

(1)障がい福祉計画の見直しは、何を重点的に見直すのかということです。障害者自立支援法に基づいた障害福祉計画は、障害福祉サービスを中心とした計画でございますので、必要となるサービスの見込み量を、2期の実績を基に3期を見直すものでございます。

(2)障がい児の通学支援・障がい者の就労支援や社会参加の促進策はどのような内容かということです。障がい者の就労支援や社会参加につきましては、障がい者福祉サービスで通所や入所をして訓練などのサービスを受けられておられます。内容は、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業や施設入所で訓練を行っております。障がい児の通園、通学支援については行っておりません。

(3)の職員採用条件の中に障がい者特別枠を設けて、障がい者福祉事業の拡充を図る考えはということです。正規職員としての採用は考えておりません。ただし、嘱託職員としての雇用は検討しなければならないと考えております。

3の一般行政について。

(1)小松地区の水車について、ア、水車精米設備を設置するようになった理由は何かとい

うことです。設置時の平成2年設置時点では、高齢者の農業生産及び地域社会福祉への参加を促進するとともに、担い手の育成並びに農業生産の向上、農業の安定化を図るという目的で設置いたしました。

イの水車を修繕できない理由は何かということです。これまで修繕を繰り返しておりましたが、水車の中心部が腐食しており新規に設置が必要で、1基4,000千円程度費用がかかり、とう精施設としての維持は困難と考えたためでございます。

ウの自然環境施策や観光行政の観点から、修理して活用すべきではということですが、当世施設としての維持は難しく、とう精施設でない目的に合った改築をする必要があり、管理方法と費用負担の検討が必要と考えます。

エの修繕するとしたら修繕費は幾らかということですが、イで回答しましたように、やはり1基4,000千円程度でございます。

それから、(2)としまして、まちづくりについてというお尋ねです。

アの地区説明会はどのように計画しているのかということですが、ことし4月から条例が施行され、町民提案の提出やまちづくり計画策定の動きが見られており、説明会では、具体的な事例を交えた説明が有効ではないかと思われるため、地区の意向も踏まえながら開催方法等を検討し年度内に実施したいと思っております。

それから、イの地区担当職員の配置計画はどのように進めているのかということでございます。中山間地域、1、2、4、6区、それから工業住居地区5、7、8、10、13区、それから商業住居地区3、9、11、12区と。それと、団地地区14、15、16、17区の4区に分け、基本的にはその地区に住む職員を割り当て、今年度は地区から出された提案状況等を検討協議し、担当職員の状況把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

冒頭、わかりやすく説明をお願いしましたがけれども、大変わかりづらいですね。特に、下水道事業は大変わかりづらいわけですね。なぜわかりづらいかというと、基山町が終末処理場を持っていないと。だから、下水道の終末処理を、汚物を処理するためには、福岡県の流域下水道に加盟しているというのがまず最初にわかりづらい点ですね。

それから、もともと基山町は、554ヘクタールを下水道管を通すんだと。そうすると、これ予算が226億円かかるといわれているんですね。しかし、もう現実問題として普及率はもう70%過ぎているんだと、整備率がもう約5割近くになったんだと。これ以上、田舎のほうにといいましょうか、市街化調整区域に下水道を通すためには莫大な金が要ると。だから、ここで見直しをしなければならぬというふうな見直しなんですね。私は、見直しは大変大事だと思うんです。

そこで、まず第1点質問しますけれども、今回、先ほど言いましたように、全体計画の変更のためにプロポーザル方式で民間に委託しました。基山町が、今こんなに複雑な下水道事業の経過をたどって見直しをするのも、これ民間の企業に業務委託してからできますか。これについて、まず質問をいたします。

**○議長（後藤信八君）**

大久保まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）**

今回、今申されましたプロポーザルにつきましては、うちのほうが実際、内容をインターネットで公開しまして、計画変更の策定業務の中身をこういう内容でしてくださいということを示しております。それに、今まで過去にそういうふうな自治体で計画変更された実績があること、そういうことの内容を提示してからプロポーザルの業者を選定いたしております。

**○議長（後藤信八君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

例えば、今見直しをプロポーザル方式で民間にお願いをしたと。これ平成13年、基山町が今から下水道事業をやっていくんですよと、この全体計画ですね。最初の計画は、言うように554ヘクタールに下水管を張りめぐらせるんだというのを基に、これあらゆる計算をされていますね。しかし、今回は見直しをすると。一体どういうふうな見直しをするというのをまず基山町が決めない限り、これ民間にお願いしても民間の方は、例えば菖蒲坂のため池の埋め立てでもありましたように、A案、B案、C案とそういうのを例えばつくったとしても、最終的にそれからどの案にするのかというのは、これ基山町が最終的に決めなければならない問題ですね。そうすると、基山町は今あらゆる情報を持っています。下水管を通すためにどれだけお金がかかり、今どれだけの汚水量を流して、そして今後基山の人口動態がどうな

るのか、そして基山町の予算がどうなるのか、そういうのをすべて含めて下水の見直しをしなければなりませんけれども、その情報をみんな民間のほうに情報開示して、民間の方がそれを基に変更の策定をされるんだったら、これ午前中でも少し議論されましたけれども、職員の方で見直しの検討できませんか、どうですか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

実際、今申されましたように、当初計画は平成12年3月にされております。先ほど言われますように、計画処理面積は554ヘクタール、事業費も全体で226億円と莫大な数字でございます。しかし、先ほど言われますように、認可区域、これは主に市街化区域でございますけれども、255.8ヘクタールがもう来年度で完全に終わります。そのために残された地域、俗にいう調整区域のほうですか、そういうところをどのようにするかというのは、やはり管路の問題、合併浄化槽とか調整部分については今合併浄化槽の普及を推進しておりますけれども、そういうところの調整とか未整備地区の汚水量、減少といいますか節水型の機器とかが今普及してきております。そういう関係で、汚水量の減少が見込まれますし、それと、人口の見込みは当初計画どおりに伸びないということで、どのようにするかはやっぱりある程度専門的な知識がないと見込めないのかなということでプロポーザルをお願いをしております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

それでは、1点聞きますけれども、その見直し案の中に、鳥栖市の下水道事業と連携していこうという発想はありますか。

それともう1点は、場合によっては基山町単独でも終末処理場をつくるべきなんだというふうに私は思っているんですけど、そういう案を今回の変更の中に入れる、見直しの中に入れる計画はありますか、どうですか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

あくまでも、基本につきましては福岡県の流域下水道、これは基山町としては最終的には

全量福岡県の流域下水に流すというのが必要になっておりますので、今のところ業者に内容を申し上げていることについては、福岡県との流域下水道の考え方ということで話をしております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

先ほどの町長の答弁の中に、基山町の下水道見直しを福岡県の流域下水道事業に反映させてもらおうと。基山町がやっぱり見直しをして、そして福岡県の下水道事業のほうに反映させてもらおうというふうにしないと、福岡県は、多分1回始めた公共事業の莫大な予算を使ってする事業ですので、なかなか見直しができないんですね。宝満川上流流域下水道に今浄化センターがないからですね。この浄化センターをつくろうとなれば、基山町は約96億円分担金が発生するんですね、設置と管工事とあわせれば。莫大な金が要るんです。だから、今言われるように見直しをしよう。だから、その見直しをするときに、私はあらゆる見直しをやっぱりしなければならぬと。当然、鳥栖との下水道事業を進めようとなれば、これ担当課だけではちょっと話が難しい面もあるんですね。場合によっては、これ町長が鳥栖の橋本市長とトップ会談して、基山町は今回下水道事業の見直しを計画、策定するんだと。その中に、1つは鳥栖市の下水道事業とも場合によっては連携、管の接続もお願いしたいと、こういう発想は町長お持ちじゃないですか、どうですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

鳥栖との連携というような話も出てまいりましたけれども、鳥栖とは部分部分ではいろいろと話はしております。しかしながら、これまでの福岡県に頼むというような、その辺のその当時の状況かれこれからして、そして、まして今のところ全面的に鳥栖に移管するというようなそういうことはちょっと考えられないというふうに思っております。繰り返しますけれども、部分的には、例えば弥生が丘とかあの隣接、その辺のところは鳥栖にもお願いするというようなことは考えております。

それから、終末処理場というようなことも出ましたけれども、基山町で今から終末処理場をつくるとなると、これはそんな問題じゃない、もっと大変な費用負担というか経費がかか

るということじゃないかなと。しかしながら、そういうこともいろいろ考え合わせながら、これからの計画変更なりを考えていくということにしておるところでございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

まだまだこれ見直しを今からするわけですので、私があらゆる検討と言ったのは、基山の汚水をすべて鳥栖のほうに処理してくれと、お願いしてくれというんじゃないんです。基山町は、今まで基山町の中でいろんなのをしていますし、それは福岡県の流域下水道の関係もあります。しかし、場合によっては污水管を接続すると。何かのときには、鳥栖のほうもお願いするかもしれませんという発想も当然持つべきなんだと。それから、基山町単独で終末処理場をつくるのが莫大な計画なのかは、これ1回研究してみなければわかりませんね。先ほど言いましたように、福岡県の宝満川上流流域下水道に浄化センターができるようになれば、基山町は96億円も分担金、管の接続もしなければならぬという問題も出てくるんですね。だから、見直しについてはあらゆる見直しをしてほしいと。これについては、改めてまた質問をしますので、きょうはもうこれ以上は言いません。

それで、供用区域内で未接続世帯数が606世帯というふうに言われましたけれども、今、基山町が世帯数からすると約6,300世帯だろうと思います。それで、認可区域内の世帯数は今どれぐらいになりますか。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

供用開始区域内での世帯数が、今4,392世帯あります。そのうち、接続世帯が3,786世帯となっております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

けやき台やニュータウン、きやま台、本桜団地、当初団地をつくるときに汚水処理の施設もつくっています。この地区については、100%接続されているわけですね。新たに9区とか3区とか5区、そして高島団地、工事をされる中でこの未接続世帯数が多く生まれてきて

いるわけですがけれども、先ほど言いました団地を除けば、接続率は約何%になりますか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今申されましたように、ニュータウンとかけやき台、そういうふうな団地開発については接続率は100%ということで考えております。それ以外の、その後工事をした部分ですがけれども、接続率につきましては2,078世帯のうち1,472世帯、率にいたしまして70.8%の接続率になっております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

70.8%ということは、逆に考えれば30%の方が未接続ということになりますね。その世帯数が606世帯と。そうすると、私のほうにもこれ相談があったわけですがけれども、遅滞なく3年以内に接続をしなければならないというふうにいわれていますけれども、どうしても自分の家は高齢者だけの世帯なんだと、2人しか住んでいないと、そして年金生活なんだと。とても水回りの工事から、この配管工事を含めて平均約1,000千円ぐらいかかるといわれていますね。その1,000千円を捻出できないんだと。その1,000千円を捻出するぐらいだったら、今のくみ取りでもうこのままずっとおろうかという世帯が大変多いわけですね。それで、今回、これ議案でも上がっていますけれども、住宅のリフォーム補助があっっていますね。この下水道への接続工事を、私はぜひこの住宅リフォームを活用していただいて、接続率を上げるというふうなことでしていただきたいと思っておりますけれども、これについては有効な手段としてなり得ますか、この住宅リフォーム補助は。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

下水道に接続するためには、今のくみ取りの方式からトイレの改造、配管等の改修を必ずしないと接続できませんけれども、宅内のそういうふうな便所の改造とか、そういうのにつきましてはこの住宅リフォームの制度が利用できますので、これは十分にしていきたいと思っております。住宅リフォームについては、また議案の中で御説明をさせていただきたいと思



っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ぜひ、ここもうまくこの補助を利用すると。

もう1つは、どうしても金融機関からやっぱり借りなければならぬと。その裏づけとして、基山町が金融機関を紹介するとか、または利子補給をするとか、こういう政策は、基山町のほうはこれ単独としてでも考えることはできませんか。これ町長のほうがいいですか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今申されました金融機関とかの協議ですけれども、これは以前から話があっております。しかし、金融機関との関係で、融資について協議を実際なされております。しかし、損失補償の問題、焦げつきの問題とかそういう問題があるということで、実際、内容的には進展していないのが実情でございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

これについては、町長のほうがどうするのかというのが最終的には判断も必要な部分でもあるかと思えます。ここでは、もうこれ以上はちょっと時間の関係で聞きませんが、私は、この下水道の全体計画の変更の中に、やっぱり合併処理浄化槽の設置を今から先は進めるべきだと考えております。それで、平成22年度までは、合併処理浄化槽を設置するために補助がありまして、今までは抽選をしなくても申請で補助が受けられていたわけですが、今回、4月から応募者が11名あったというのがありますけれども、この補助枠が3組しかなかったというふうなのも聞いています。ホームページでは、もう接続すれば補助が受けられますとかいうのが載っているわけですが、今回、なぜこの接続補助が大幅に縮小されているのか、これについて説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）**

今申されましたように、今年度につきましては、今現在3基分しか補助の対象になっておりません。といいますのも、ここ数年抽選がほとんどあっておりません。やっぱりそのような関係からかとは思いますが、国の予算配分額が減少したということが第一の原因でございまして。ですから、この制度につきましては、国の補助金、県の補助金、町の補助金を合わせて一括して、そういうふうな設置をされる方に補助をするということでございまして、どれかが1つでも欠けると、なかなか制度というのは難しゅうございまして。ですから、実際、今現在3名の方にしか対象になっておりませんので、今回抽選してすぐにもう枠がないということで、県のほうには追加要望はいたしております。そして、追加要望は今現在、国のほうで調整されていると思っておりますけれども、なかなか難しい問題があるのかなということで認識はいたしております。

**○議長（後藤信八君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

ぜひ、この合併処理浄化槽を基山町は推進するんだということでは、当然これ補助のほうも枠を拡大してもらわなきゃならないと。これ国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1ですかね。それぞれ国、県、町の補助割合があるわけですが、なかなか今東日本大震災の関係で、こういう補助が今までどおりにはいかないというのはあるかもしれませんが、基山町としてはぜひ、この補助の拡大に向けて取り組みをしていただいて——今回特に、先ほど言いましたように11名申し込まれて3人しかできていないと。ぜひ残りの8名の方が、この補助が受けられるようにぜひとも県とも協議されて、場合によっては基山町のこの3分の1を3分の2にしなければならない面が出てくる可能性もありますね。この辺は、今後ぜひとも対応していただきたいと。そして、言いましたように、住宅リフォームをうまく活用して、この下水管への接続を呼びかけるというのもぜひしていただきたいというふうに思います。この下水道事業の計画の変更見直しについては、まだまだ議論しなければならないと思うんですね。また改めて別の機会にでも質問をさせていただきたいというふうに思いまして、次の質問に入ります。

障がい者福祉政策について伺いました。私も大変恥ずかしいんですけども、勉強不足でわからない面がたくさんありました。

まず、基本的なことをお伺いします。障がい者といっても、なかなかいろんな違う面があります。身体障がいもあれば知的障がい、そして精神障がいとあるわけですがけれども、そして、その頻度によって手帳もいろいろ違うわけですがけれども、まず大きくこの身体障がい、知的障がい、精神障がい者の基山町内の人数がわかればお示してください。

○議長（後藤信八君）

真島健康福祉課長。

○健康福祉課長（真島敏明君）

まず3障害ございますけれども、1番目に身体障害者数は997名でございます。それを8月末全人口が1万7,796名です。それで割り返しますと5.6%でございます。それから、知的障害者数が111名。これも同じく人口で割り返しますと0.62%でございます。それから、精神障害者数でございますけど、51名でございます。これも同じく割り返しますと0.29%でございます。その3障害のほかに、自立支援医療の受給者数がそれにありまして184名。これも同じく割り返しますと1.03%でございます。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今この人数を言われましたけれども、その中で、実際に就労されている方は——就労といっても範囲が大変広いわけですがけれども、仕事をされている方ですね、働いてある方。働き度もいろいろあるんですけども、これについて把握されていますか。

○議長（後藤信八君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（真島敏明君）

把握をいたしておりません。申しわけないです。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

じゃ、この問題については、また後で質問いたします。

次に養護学校に通われている障がい児数と、この障がい児の方の学校への通学方法はどの

ようになっていますか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ただいまの御質問ですけれども、大和養護学校のほうに中学生が3名、それから中原養護学校のほうに小学生が2名、中学生が2名、それから中原の田代分校のほうに小学生が2名、中学生が1名、合計の小学生4名と中学生6名の方が通学されているということでございます。通学の方法につきましては、学校のほうに確認しましたが、一応、保護者の方の送迎ということになっております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

通学方法が保護者のほうにお願いしていると。私は、やっぱりこれは基山町が、通学に対して何らかの援助をするべきかなというふうにも思うんですね。これは、過去にそういうふうな援助をされたことはありますか。そしてまた、援助をしようと思えばできますか、どうですか。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

こういう方たちへの送迎、通学の補助というのは、今までやったことはないというふうに思っています、基山町ではですね。ただ、県のほうの事業として、特別支援教育就学奨励費補助金、これは所得制限等がありますけれども、その中に通学費の補助等が入っておりますので、それを学校を通じて申請された方は、そういった通学の補助をもらわれているということだというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ぜひともここは、今から先の福祉政策の充実のためにも考えるべきではないのかなというふうにも思っています。

それから、長期休暇、夏休みとか冬休みとかありますね。基山小学校や若基小学校は放課後児童クラブがあって、そこで長期休暇も休業中も集団生活をされているわけですが、養護学校に通われている、先ほど小学生4名、中学生6名とか言われましたけれども、この長期休暇はどのように過ごしているというふうに把握されておりますか。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

これもちょっと学校のほうに確認をいたしましたけれども、基本的には、学校と同じ長期休業、夏休みとかございます。その中で、10日間程度は学習会というようなことで、生徒さんはまたそちらのほうに行かれるということですが、その後の休みは基本的には家庭生活ということで、あとは学童のほうを利用されている方がおられるということでございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

その家庭生活が、大変負担にもなるんだというのがあるんですね。共稼ぎで働いてある方が、どうしても障がいのある子供を家庭で見るとするには、どちらかの親がやっぱり見なければならぬと。基山小学校、若基小学校は放課後児童クラブがありますけれども、こういう放課後児童クラブ的な施設というのがあるんですか。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

先ほどの大和の特別支援学校と中原の特別支援学校につきましては、放課後児童クラブが現在ありまして——失礼しました。中原の特別支援学校は、ことしの9月から新たに開設をいたしております。うちのほうとしましては、市町村の負担金を契約している市に対して払うという形を取らせていただいております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

この障がい児へのいろんな町の応援も、これもまた充実をする部分がたくさんあるかというふうにも思います。

それでは、次の質問へまいりますけれども、障害福祉計画の基本方針でグループホームの共同生活援助やケアホーム、共同生活介護の充実や地域生活への移行推進というふういうたっておりますけれども、具体的に施設入所や入院から地域生活への移行を、これはどのように進めようと考えられていますか。

**○議長（後藤信八君）**

健康福祉課長。

**○健康福祉課長（眞島敏明君）**

それにつきましては、就労支援のほうがA、Bございまして、その上にもう1つ就労移行支援ということがございまして、まずそこで社会参加をできるような訓練をしていただいて、それから社会参加に向けた就労活動をやっていくということになっていこうかと思っています。今、三ヶ敷のほうに施設ができておりますけれども、あれは就労のBでございまして。グループホームも隣接して建築をされております。現在、利用されている方が2名と、あとグループホームのほうに1名ということでやっております。そちらの事業者の開設された方とは、よく情報交換をしながらうちのほうともやっておりますので、あとはもう相談支援事業というのも鳥栖・三養基地区でつくっておりますけれども、そこと連携しながらやっている現状でございまして。

以上でございまして。

**○議長（後藤信八君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

今言われました就労継続支援B型、基山に4月にオープンしまして地上の星という名称で設置されております。私も施設長にお会いしまして、話も伺しました。なかなかまだ、言われるように入所者も少ないから経営的にも大変厳しいというふうなことも言われていますけれども、作業内容が、給食委託や清掃委託を主にやっていきたいと。なかなか給食といってもまだ入所者も少ないもので、自然菜園でとれた野菜を使ってお弁当なんかをつくっているという程度ですけれども、この清掃委託を、場合によっては基山町の公有施設の清掃を受ける

ようなことも将来的にはできないのかなというふうな話もありました。

それと、もう1つは、先ほど障がい者の数等も出していただきましたけれども、就労意欲のある方がいっぱいいらっしゃるんですね、働きたいと。そういう人たちに、やっぱり基山町は何らかの就労場所を提供する義務があるというふうに私は思っていますけれども、特に、場合によっては基山町は臨時職員として採用して、例えば清掃の作業とか、身体能力に合った作業に当然なる部分とかありますけれども、そういうこともして就労、社会参加を促すべきだというふうに考えますけれども、この辺について何か施策はありますか、どうですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

臨時職員につきましては、一般の臨時募集の中で業務可能であればそれはもう一般と同じと思います。ただし、後の質問のほうでもまたありますように、障害者の雇用の採用率のほうにはカウントされません。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今回、この一般質問で障がい者の福祉政策について一般質問をいたしますということで、実は基山町手をつなぐ育成会の会長ともお会いしまして、どういう質問をしたらいいでしょうかと私も知らなかったもので相談をしましたら、今言いましたように、就労意欲のある障がい者の方を基山町がやっぱりこれ率先して就労場所を提供してほしいというのを言われております。具体的に、こういう仕事というのを私もなかなかこの場では言えません。しかし、ぜひとも、これについては考えてほしいというふうに思っております。

それから、これも実は手をつなぐ育成会の方から質問してほしいというふうに伺ったんですけども、障がい者や障がい児の方が、災害時にどこに避難していいかわからないと。確かに、基山町は防災マップ、立派なのをつくってしていますけれども、どうしてもいろんな条件がこの障がい者の方にはある関係で、あの防災マップに載っているところに避難といってもなかなか難しい面があるわけですね。それで、こういう障がい者の方の避難計画、これについては町のほうは何かお考えあるでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、指定避難所につきましては保健センター、それから予備避難所につきまして憩の家のほうを防災マップのほうには掲げております。ただ、その活用等については、まだいろんなそういう要介護者のところにもうちのほうも出向いて説明等は行っていない状況ですので、そういうのを含めまして、今後、説明をもう少し広げていかなければならないと思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今の点については、ぜひ関係者の方と十分話をされて、意思疎通をされて、もし何かのときに混乱しないようにぜひとも対応をお願いしておきます。

ここに、障がい者の雇用支援のためにというこれ平成21年ですけれども、ハローワークが出した冊子があります。（資料を示す）この中に、民間企業に対して、障がい者の方を最低でも1.8%採用しなさいよという指導をしているわけですね。基山町の庁舎の中に職員さんたくさん働いていらっしゃいますけれども、この基山町の職員の中に障がい者の方が何名いらっしゃいますか。それと、これ採用率は何%になっていますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、採用率といいますか、率につきましては民間も公的施設のほうも一緒に1.8%になっております。その中で、職員の分母につきましては、職員が142名、それから嘱託職員が8名、今現在、緊急雇用でも雇っておりますけれども、それが14名の、分母が164名になります。現在、障害者職員につきましては1名を雇用しております、現在の率としましては0.61%になっております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

民間の会社の方には1.8%障がい者の方を採用してくださいよという立場の公的機関が、



今言われましたように0.6%と。これちょっとやっぱり早急に改善しなければなりませんけれども、これ国とか県から、基山町は障がい者の方を採用しなさいよと、こういう指導は今まで来ていませんでしたか、どうですか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

実情を申し上げますと、平成21年までは、基山町は、今まで全部雇用率に対しては満足をしておりました。というのは透析者がおまして、透析者は重度障害者に入りますので、1、2級までは2名の換算があるということで3名を確保しておりましたけれども、昨年、平成22年からはそれが不足しておると。そういう中で、うちのほうも検討をしなさいということの指導もあっております。ことしについてはもう2年目ですので、強い要請が来ておまして、11月から12月ごろにはもう出向いて、国、県のほうからも指導を行うということにしておりますので、それまでには、うちのほうもはっきりした採用の計画を立てていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ぜひ、これ早急に改善してほしいと。そのために、障がい者の方を採用してほしいと。先ほど、嘱託職員としての採用もというふうに回答されましたけれども、私は、嘱託職員じゃなくて、本来は正規職員として採用すべきなんだと思っているんですね。そのためには基山町は今、当然、採用試験を受けなければなりませんね。その採用試験は、一般行政と専門職に分かれていますね。専門職は、例えば栄養士だったり——今回は栄養士を1名募集していますけれども、栄養士だったり保健師だったりそういう専門ですね。私は、この専門の中に、障がい福祉担当の専門の方で募集すべきなんだというふうに思っているんですね。というのは、県にしてもどこにしても、雇用状態をやっばり正規で採用するんだというところが多いんですね、しているんですね。嘱託というのは、これ1年雇用期間の更新ですよ。じゃなくて、正規の職員として採用すると。しかし、正規の職員として採用するためには、今の一般行政職と専門職の中にはそういう特別枠がありませんね。だから私が今回質問しているのは、特別枠を設けて、これ条例の改正なんかも出てくる可能性もあるわけですがけれども、そ

うすることによって障がい者の方を採用して、そして専門的にもう福祉行政に当たってもらおうと。今、基山町の一般行政職の方は採用されれば、いろんな課を3年ぐらいに更新しながらいろんな課の仕事につかれていますね。そうじゃなくて、専門職と一緒にこの福祉行政のほうに当たってもらおうと、こういう発想を持つことできませんか、どうですか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

現段階で正規職員の採用、今年度につきましてはもう来週、18日に一般職は採用されますけれども、またそういった中で、県、あるいは大きな市については、そういう枠を設けた中の一般職員としての障害者の雇用という形をとっていくと思います。その辺については、まだ研究もしなければならぬと思いますが、まずは嘱託のほうから、ハローワークを通じた形で採用のほうを行っていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私が、なぜここをしつこく聞くかと言え、障がいのある方が基山町の役場に相談に来たときに、どうしてもやっぱり相談しにくいんだという意見も聞くんですね。同じ障がいを持ってある方が職員として窓口にいっちゃって福祉行政を担当されれば、いろんな相談をする側としても大変しやすいのではないのかなど。親身になっていろんな話ができるのではないのかなどというふうなこともありますので、ぜひこの辺については考えてほしいと。来年度については、嘱託の職員としてというふうな意見もありますけれども、それも踏まえて、ぜひともこれ改善をしていただきたいと。今、ノーマライゼーションという言葉をよく聞きますね。やっぱり障がい者を特別視するのではなくて、やっぱり一般社会で普通の生活が送られるような条件整備をするのは、これは行政の仕事なんですね。障がい者の方が、ノーマルな生活をしたいんだと、皆さんと一緒の生活をしたいんだというふうな施策をぜひとも進めていってほしいというふうに思います。

そしてもう1点、これぜひともお願いします。

私の質問趣意書には、障がい者の害は平仮名を使っています。しかし、今これ基山町障害福祉計画ですけれども、障害の害も漢字なんですね。本当にこの害なのかと、これでいいの

かと。この言葉一つですね、やっぱりこれについても私は考えるべきだと。そして、この障がい者というこの障がいという言葉そのものが本当にこれでいいのかと。ただ、ほかの表現方法も私は知りません。英語では、ある国会議員はチャレンジャーなんだというふうな言い方もされてきました。日本語に直すことは難しいんですけども、これについてもぜひとも考えてほしいと。今回、特に福祉計画ができますね、見直しをします。まず、この表題のこの漢字の害を直すことから始めるべきだというふうに私は考えておりますので、ぜひとも、そういうことでお願いしたいというふうに思っています。

それでは、質問事項3の小松地区の水車、そしてまちづくりについて、これ同じ観点から質問しますが、町長は、これ水車を修繕して活用しようというふうな計画は、町長としてお持ちじゃないですか、どうですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

水車はかなり傷んで、やっぱりもう始めからつくり直さなきゃいかんだろうというようなことの報告は私も受けました。そして、大体1基4,000千円、2基で8,000千円というような大体の数字も聞きましたものですから、どうしようかなというふうなことを担当とも検討いたしましたけれども、ちょっと先ほどもお答えいたしましたように、いわゆる農業でというような生産性、費用対効果というか、そういうふうなことができるのかどうか、そこら辺はちょっと疑問だと。かといって、じゃ、いわゆる観光的にはあったほうがいいかもわかりませんが、さあ果たして8,000千円かけて観光の目玉となり得るのかどうかというようなことも検討しまして、ちょっと今のところはもうやめようというような、担当とそういう話はいたしております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

先ほどの回答に平成2年、国からの国庫補助があってからこれ設置したわけです。しかし、平成2年に国からの設置補助があろうが町単独でしようができて、今日まで約20年間、やっぱり基山町のシンボルとしてあの水車は活用されてきたんですね。だから、私ここにパンフレットを3種類持っていますけれども、この3種類には、すべて水車の写真が載っています

ね。そして、水車まつりが11月下旬ということでも記載されていますね。それだけ基山町は数少ない観光資源の中の1つとして、この水車というのを活用してきたんですね。私は、水車を——今まで水車とか全然なかったと。それを改めてつくれとは申しません。そうすると、町長が言うように費用対効果という問題、いろんな財政的な問題が出てくるでしょう。しかし、ここ20年間、基山町はこの水車を基山町のアピールとして活用してきて、その面の費用対効果というのは、私はこの1基4,000千円、2基で8,000千円、私はこの金額以上の費用対効果があるというふうに思うんですね。だから、修理をしなければならないのではないのかと。そしたら、修理をしてから活用するためには、どうしても地区の人の協力も要るわけですね。今までは指定管理者なんかもしましたけれども、私も今、精米施設として、とう精施設として利用できるのかということには疑問があります。しかし、水車そのものに対して、私は観光資源としての大きな期待もするわけですけれども、町長はこの辺のことを、先ほど費用対効果も言われましたけれども、この20年間のこの水車の活用方法を見て、一概に費用対効果だけでは判断できないと思いますけれども、町長、どういうふうにこれとらえていますか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

確かに、議員おっしゃいますように20年間という間、利活用をしてきたということ、これはもう確かにそうだと思います。さあしかし、これから先本当にまた8,000千円かけてやるのかどうかということについては、さっきも申しますようにちょっと待てというようなことで、否定的な考え方で私は今実はおるわけでございます。そういう御理解をお願いしたいと思います。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

2点目でまちづくりについて質問をしておりますね。地区説明会の関係、そして地区担当職員ですね。私は、この水車の活用と、この担当職員の配置とか説明会は同一しているんですね、同一視の見方を。というのは、先ほど言いましたように、新しくつくれという発想だったらいろんな意見が出ますけれども、今日まで20年間、基山町のシンボルとして活躍して

きた水車をどのように生かすのかというのは、これ地区からの意見を吸い上げなければならぬんだと。今までは、小松地区の人が一生懸命水車まつりもされてきました。しかし、私も少し聞いたんですけれども、小松地区だけではちょっともうきつんだという意見があったんですね。だから今回、基山町は地区担当職員を4つの地区にということで、中山間の地域に1区、2区、4区、6区で、中山間地域で、これは職員も担当を持っているんな地元の意見もくみ上げるんだというふうに言われているんですね。だったら、ぜひこの地区担当職員を早目に派遣していろんな意見をくみ上げると。私は、その中に必ずこの水車の意見も出てくるだろうと思うんですね。そしてもう一度水車を活用して、基山町のシンボルとして、何かまちづくり、地域活性化ができないのかなという意見が出てくると思うんですね。そこを生かしてほしいと。そうするためには、やっぱり基山町は水車を修繕しますよという方向性も持っておかないと、もう修繕しませんよというのが前面に出ると、地区からの新しい発想が出ないのではないかなというふうに思いますけれども、これ町長どうでしょうか。再度聞きますけれども。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに、協働とかと言って各その地区でまちづくりをというようなそういうことを言っておる、それからしますと、やはり一つの意識づけ、元気づけの施策になり得るかなという気持ちは私もございますけれども、その辺のところはまた地区担当職員と一緒にいずれまた検討もいたしましょうし、申しわけございませんけれども、現在のところぜひ水車を復活させると、新たにというような、そういう声は私にはまだ提案にも上がってきておりませんし、聞こえておりません。そうしたことでまた考えは致しましょうけれども、現在のところは、今さっき申し上げたようなことでございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

使い方が、水車を私は先ほど言いましたけれども、とう精施設として、精米施設としてはなかなかできないと。しかし、今、福島第一原発事故があったり、今エネルギー政策を含めて見直しをする重要な時期に来ているんですね。例えば、水車を回すことによって水力の小

型発電を回転させて、LED化した街灯を何基かしかつかないかもしれませんが、それをつけると。そして、基山町は自然エネルギーの推進をしているんだというふうな施策を、基山町のこの自然を守るというこの町長がいつも言っているこの施策をアピールするという意味ではまた別の活用方法もあるんですね、いろんな活用が。それ以外にも、いろんな活用があると思うんですね、私が言ったのは一例であって。だから、そういう意見を、職員さんがやっぱり地域に入って地域の声を聞くと。その中から生まれてくると思うんですね。先ほどから年度内には地区担当職員の派遣なんかも協議していきたいんだと。これ、年度内にやろうと思えば、今準備しなければもう間に合わないんじゃないんですか、これはどうですか。

**○議長（後藤信八君）**

岩坂企画政策課長。

**○企画政策課長（岩坂唯宜君）**

地区説明会につきましては、以前もちょっと行っておりますが、やはり再度地区につきましては具体的な例を、やっぱり皆さんにお示ししていろんな形で協議をしたほうがわかりやすいんじゃないかという観点の基に、現在、まだはっきりはしておりませんが、出させていただくようなお話もございます。そこら辺を検討いたしまして、できるだけ年度内にさせていただきたいと、そういう具体例を示したいということでございます。

**○議長（後藤信八君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

私は、何か職員さんが構えていらっしゃるなど、えらく構えていらっしゃるところいうことをするのに。例えば、先ほど言いましたように、それぞれの地区担当職員を割り振って、まず行政の運営委員会に職員が参加してもらおうと。そこからでも私は始めていいと思うんですね。運営委員会に参加して、その中でいろんな意見が出るのを町の職員の方が聞いていただいて、そしてそれをまたお互い持ち寄って、そして勉強会なりいろんなことに役立てていくと、そういう発想ぐらいでいいと。私は、一番最初に、やっぱり発想力を持たなければならないと。余りにも構えて、形にこだわるとどうしても発想力がわかないのではないのかなというのも思っております。ぜひとも、そういうところで基山町のよさをアピールする方向の、基山町が本当に元気な町になる方向を、お互いに考えていきたいというのを申し上げます。

ちょっと小言めいた質問になりまして大変あれでしたけれども、最後に、小森町長の、今私が言いました部分についてももう少し何かつけ加えることがあれば。どうですか、簡潔に。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

重松議員おっしゃっていただいたことは、私も確かにそうだと思います。職員が運営委員会にも出て、そののところがいろいろとお話し合いをするということ、これは、まずそこからおっしゃいましたけれども、私は逆に、それがやりたいというような当初気持ちでございましたので、担当職員というような言い方をしたんですけれども、逆に今、まず庁舎内で構えるじゃないですけども、その辺を、地区を考えようというところから、そして、それじゃやっぱり出ていかなきゃわからんぞというようなそういう形にでも持っていければというふうに私は思っております。

○議長（後藤信八君）

時間です。

○6番（重松一徳君）

以上をもちまして終わります。

○議長（後藤信八君）

ここで、2時20分まで休憩します。

～午後2時12分 休憩～

～午後2時21分 再開～

○議長（後藤信八君）

会議を再開します。

次に、神前輔行議員の一般質問を行います。神前輔行議員。

○1番（神前輔行君）（登壇）

皆様こんにちは。1番議員の神前輔行です。本日は、通告に従いまして3項目について質問させていただきます。

まず1点目に、福祉施設について、児童養護施設についてお尋ねします。

佐賀県東部地区唯一の児童養護施設が基山町にあります。児童養護施設は、保護者のいない児童、被虐待児など、家庭環境上、養護を必要とする児童等に対し、公的な責任として

社会的養護を行う施設です。対象児童は全国で約4万7,000人、このうち養護施設で養護する児童は約3万人です。佐賀県内に6養護施設があり、約300人の子供たちが生活しております。基山町にある洗心寮では45人の子供たちが生活しております。

1点目の質問です。佐賀県東部地区の大事な役割を果たしている洗心寮をどのようにお考えですか。

2点目に、今、建てかえが行われている洗心寮、町としてどのような支援を行っていくようにお考えですか。

次に、「きやまん」活用の財源についてお尋ねいたします。

質問に入らせていただく前に、前回、私は「きやまん」について同じような質問をさせていただきました。その後、そのときにできるだけPRをしてくださいと町長のほうにお願いしたところ、町長のほうですぐ「きやまん」の入った名前札に変えていただいたことを感謝いたします。

そこで、今後の「きやまん」の発展、展開をどのようにお考えですか。

2つ目に、いまだ使い道が決まっていないふるさと応援寄附金、この寄附金を使って基山のアピールはできないのでしょうか。

3つ目に、安全・安心なまちづくりについて。

先日、基山町内で犯罪者が潜伏しているという報道がありました。住みやすい基山町も、決して安心、安全とは言えないように感じます。ブローケンウィンドーズ理論を皆様御存じでしょうか。ナンバープレートを外した自家用車を放置しておき、そのまま1週間放置しておりましたところ何も起きませんでした。そこで、フロントガラスを割って放置してみたところ、そのうち部品がとられ、やがて車は破壊されました。管理されていない町だとわかるとやりたい放題になり、警察の監視が行き届いていない町だと思われるとうちは乱れていく、やがて凶悪犯罪が発生する、これがブローケンウィンドーズ理論です。

そこで質問させていただきます。基山町の町の駐車場、多目的グラウンドなど、年じゅう開放されています。他の市町村では施錠されているところが多いと思われるんですが、安心、安全なまちづくりをしていく上で、犯罪が起きない、犯罪を起こさせない町をどのようにお考えですか。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤信八君）



小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

神前輔行議員の御質問にお答えいたします。

まず1項目め、福祉施設についてということで、(1)佐賀県東部地区の大事な役割を果たしている洗心寮をどのように考えているかというお尋ねでございます。

児童養護施設である洗心寮は、児童福祉法に定められた児童福祉施設で、保護者のない児童、虐待されている児童、その他、環境上、養護を要する児童を入所させて、これを保護し、あわせて退所した者に対する相談、その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設です。昨今の児童虐待や児童遺棄など、子供たちにとって厳しい社会環境の中、このような児童を保護し、温かい家庭的な生活環境を提供する児童養護施設の果たす役割は重要なものと考えます。

(2)の今建てかえが行われている洗心寮、町としてどのように支援していくのかということですが。

今回の洗心寮の改修事業については、耐震化に係る改築、改修事業として整備を進められており、事業費については佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備費補助金の交付を受けるなどとして事業を進められております。町としましては、地域児童福祉の向上のため、何らかの支援を考えることも必要ではないかと思えます。

それから、2項目めの「きやまん」活用の財源についてということですが。

(1)今後の「きやまん」の展開をどのように考えるかということですが、イメージキャラクター「きやまん」の着ぐるみやグッズ等を作成し、町内外のイベント等を活用して広く基山町をPRしたいと思えます。

(2)いまだ使い道が決まっていないふるさと応援寄附金、この寄附を使って基山のPRはできないものかということですが。

新たに寄附項目のメニューに「きやまん」応援事業を設けて、その寄附金での有効活用を図っていきたいと考えております。

3項目めは、安全・安心なまちづくりについてということですが。

町の駐車場、多目的グラウンドなど、年じゅう開放されていると。他の市町村は施錠されていると。安全・安心なまちづくりをしていく上で、犯罪が起きない、起こさせない町をどのように考えておるかということですが。

安全・安心なまちづくりのために、基山町安全安心まちづくり推進条例により、町、町民、事業者等が、それぞれの立場で安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進することとしています。既に地域住民や安全な町づくり推進委員の方による防犯パトロールや登下校時における子供の見守り等が行われており、行政、事業者、地域が連携して取り組むことが犯罪が起きない、起こさせない町につながると考えております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

まず、1点目の福祉施設について質問させていただきます。

温かい家庭的な生活環境を提供する児童養護施設が重要なものと考えますという答えて、今現在、洗心寮のほうは小規模グループケアのほうに移行しようとしております。そのため建てかえで、1人当たりの平米数の改正等ありまして4.95平米に変更される、耐震性なども含めた建てかえなんです。平成11年、児童虐待防止法が施行され、約4倍も虐待児童がふえております。その虐待児童の中で一番多いのがネグレクトです。温かい家庭環境をつくり上げていくということに対してどのようにお考えですか。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

児童虐待については、大変重要な問題だというふうに思っております。また、先ほど町長もお答えしましたが、温かい家庭環境を提供するということにつきましても、こういう施設の果たす役割というのは重要なものだというふうには認識をいたしております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

建てかえについてなんですが、洗心寮から何か要望等ありましたか。

○議長（後藤信八君）

こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

建てかえにつきましては、改築に伴う助成の依頼という要望は出ております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

洗心寮のほうから要望で、3月に建てかえ工事が終わるということで、生活用品として約10,000千円の要望があったと思います。

そこで、町の社会福祉法人の助成に関する条例の中に、第2条、「町長は、必要があると認めるときは、社会福祉法人に対し予算の範囲内において助成を行うことができる。」とありますが、前回、要望を洗心寮の方がお願いしに来られたとき、町長はどのようにお答えをされていますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その時点では、幾らどうするというようなことまでは申し上げておりませんが、やはりいろいろお話を聞いておりますと、財政的にもなかなか大変なようでございます。したがって、何らかの支援はさせていただきなきゃいかんかなというお話はいたしております。ただし、その建物に対する援助、補助というのは、これはもう国、県、そして事業者がなさるというようなことになっておりますので、町がどうこうということではないと、その辺もちょっと申し上げたと思います。先ほど出ました備品等がやっぱりかなりかかるということですので、それをどの程度町でさせていただくかは別にしましても、何らかのという気持ちは私自身持っております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

洗心寮のほうには、ショートステイ事業やトワイライト事業等も展開しております。

そこで、基山町社会福祉法人等の要綱のほうにも同じように第3条に助成のお話が上がっております。(3)に児童福祉に関する事業に対して補助を行うとありますが、ショートステイ事業やトワイライト事業、これをより基山町町民の方にも利用していただけるよう、今後、

もうちょっと助成金のほうも考えていただきたいんですけど、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

基山町社会福祉法人の助成に関する条例並びに要綱につきましては、継続的な事業を行うときの事業に対する助成とはちょっと意味合いが違うのかなというふうに思っています。単発的な助成を実施する場合における助成の部分が含まれているのではないかとこのように思っています。それと、洗心寮に関しましては県のほうが管轄をいたしておりますので、その事業についての助成事業とか、そういう部分については県のほうが行っているものというふうに理解しております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

県の事業に対し、プラスアルファの町での支援、助成等はできないものなののでしょうか。今まで基山町に昭和24年から約60年間、宮浦のほうで施設運営をしてきた洗心寮なんですけど、今回の建てかえも県のほうが補助等をされていますが、町のほうでいまだにこれといった支援、具体的な支援等、何もないというふうにお聞きしております。もし少しでも、何らかの形でもよろしいので、支援という形はしていただけないのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

今回の洗心寮の建てかえについての助成といいますか、先ほどショートステイ等にプラスアルファの助成はないのかというふうな感じも言われましたけど、事業を行うについては、総事業費のうち県の補助があつて、あと単独分とかの、町の事業であれば町の単独分の経費が発生しますが、そこで寄附金なりほかの経費が入ってくれば収入部分で上がってきますので、それは県の補助金も減額されることとなりますので、それはちょっと考えなくちゃいけないかなというふうに思っています。町長も申しあげましたとおり、補助事業に関する部分に補助をすると、先ほど言いましたとおり、国、県の補助金が減るとこの部分がかかっ

てきますので、補助対象外の部分について考えなければならないということで町長はお答えしているというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

次の「きやまん」の活用についてお尋ねいたします。

基山のイメージキャラクター「きやまん」の着ぐるみやグッズ等を作成し、町内外のイベント等を活用して広く基山のPRをしたいと思っておりますとお答えいただきましたが、具体的にどのようなグッズを作成し、町内外のイベントで広報していこうとお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

具体的に今考えておりますのは、まずふ・れ・あ・いフェスタで缶バッジ、これあたりを作成したいと。それから、シールをつくりまして、先ほど循環バスのお話もあっておりましたが、そのシールを庁用車の後ろの部分に張ってPRをしたいというふうに考えております。それと、これはまだ今予定の段階ですが、ストラップ、そういうのを作成したいと。そして、今度の補正予算で着ぐるみもお願いいたしておりますので、その着ぐるみにつきましては、当然町内のいろんなイベントには積極的に利用させていただきたいと思っておりますが、町外でも基山町が組織といいますか、入っておりますグランドクロスとかクロスロード協議会、そういう中でもそういう機会があれば、例えば、福岡市あたりでアジア太平洋フェスティバルとかあっておりますので、そういう機会を着ぐるみ等ができればそういうところにも積極的に出かけていきたいというふうな形で考えているところでございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

今お答えいただいた缶バッジ、シール、これはいかがなものかなというふうに考えます。今、時代の中で、缶バッジをつけたり、それをどうこうするという人のほうが少ないような気がします。町民の意見から、またほかの方の意見から、切手に「きやまん」の切手を使っ

たらどうか。PRの仕方であれば、九州新幹線が開通して、博多駅でのPRなどどうでしょうかなど、いろんな意見があります。そういった使い道というのはいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

切手はちょっと、地元発行切手みたいなのがありますけれども、それについては今のところちょっと考えておりません。いろんな検討材料とすれば、今後、一つの考えとして検討はしたいと思います。

それと、缶バッジにつきましては、いわゆる何といいますか、スタンプラリー、そういうのちょっとした記念品にまず使って、子供さんにそういうのを知ってもらいたいということで、直接つけていただいてさせていただくようなものではないと思いますが、そういう小さなことからでもやっぱり始めるべきではないかと思っておりますので、缶バッジにつきましては時代に合ったものではないということは承知しておりますが、そういう景品みたいな形でちょっと考えているところでございます。

それと、新幹線のイベント関係ということでございますが、これにつきましては、できればそういう機会があれば、先ほども申し上げましたとおり、福岡市あたりの催し物でもできれば積極的に使わせていただきたいと思いますと思っておりますので、そういうJR等の関係でも利用できるということであれば、それは積極的に考えていくことではないかと思っております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

「きやまん」は、まだできて新しい部分で、町民の関心もまだ高いと思います。リアルタイムで町民の関心がある間に、より積極的にPR活動をしていただきたいと思います。

続いて、ふるさと応援寄附金、これに「きやまん」応援事業を設けて、その寄附金で有効活用を図っていきますとお答えいただきました。先日、新聞のほうで、基山のふるさと応援寄附金の寄附件数、寄附人数は佐賀県で最も少なかったというふうに書いてあったと思います。寄附金が多いまちでは、10千円以上寄附していただいたときに何らかのその市町村の物産品などの提供があったり、一工夫されているところが多いように見受けられます。基山町のほうでもそのようなことはできないのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

寄附をいただいた方に、確かにそういうふうな特産品を差し上げているところもあると聞いております。ただし、基山町のほうではそこまでは考えておりません。できるだけ寄附をしていただいたものに対して有効に使わせていただきたいと思いますので、これにつきましては来年度の予算から今いただいております寄附金については活用させていただきたいというふうに思っております。

それと、「きやまん」に関しての使い道ということも御質問ありますが、これにつきましては、やはりいろいろしてあるところのお話を聞きますと、中に入る人間の方ですね、こういう人件費等も確保されて積極的に使われてあるところもあるそうです。ですから、そういういろんな面でどういう費用が要るかというのも検討しないといけないと思いますので、これにつきましては、やはり寄附をいただく中で、できましたらメニューを新しく作りまして、そういうものも内容も含めた形でお願いをしていかなければならないかなと思っております。一般的な形でこれを「きやまん」に使いますということになると、いろんな寄附をされた方の意思が本当にそこら辺でつかめるのかなということもございますので、「きやまん」につきましては独自のメニューといいますか、そういうところで幅広く皆様方にお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

済みません、確認なんですが、ふるさと応援寄附金とはまた別で「きやまん」応援事業というのを設けるということですか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

これは、ふるさと応援寄附金の中のメニューに新たに追加をさせていただきたいということで、ふるさと応援寄附金の中での事業で活用させていただきたいと思っているところでございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

ふるさと応援寄附金については、前回は質問させていただいたんですが、今5項目だったと思うんですけど、それを6項目にふやすことによって寄附金が集まるのでしょうか。もっと何かこう、1つの事業に固める、選べるメニューがたくさんあるというのも寄附の仕方がより選択できるという選択肢もあると思うんですが、基山をもう少しPRしていくためには、より1つの寄附金を集中的に集め、集中的に関心があるときに事業を進めていくべきではないでしょうか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

応援寄附金のメニューにつきましては、今6、そしてプラス町長の判断といいますか、任せますという7項目ございますが、余り集約してしまいますと目的がはっきりしないということがございまして、こういう寄附金を積極的に応募していただいている市あたりのお話を聞きますと、はっきりしたメニューをやはり提示したほうが、その目的に応じて、ああ、そういうことでわかりやすく使っているのであれば寄附をしたいという効果が出ているということも聞きますので、やはり漠然とするよりも、できるだけメニューの中で正確に分けていったほうが寄附をしていただく方の御理解を得られるのじゃないかということで、「きやまん」につきましては、特にまたこの7つプラス1事業として明確にそれは出していったほうが私たちとしてはいいのではないかという判断のもとで、今後、検討していきたいということでございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

今までの寄附金であれば、佐賀県で一番少ない寄附になっておりますが、1つふえてどれぐらい見込めますか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。



○企画政策課長（岩坂唯宜君）

これはさせていただかないとわかりませんが、できるだけ御理解いただけるような内容の充実に努めたいと思っております。どれだけ集まるかは、ちょっと私も今の時点でははっきり申されませんが、仮にこれが集まらなかったからといって、「きやまん」をやらないということではございませんので、その場合につきましては、やっぱり「きやまん」の事業に関しましては一般財源を投入してでもやるべきだというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

前回お尋ねしたときに、“町長にまかすっばい”コースが一番寄附金が集まっていると回答していただきました。その“町長にまかすっばい”の寄附金の中から「きやまん」をよりPRするために使っていくことというのはできないのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

それは、できないということはないと思います。もちろん“町長にまかすっばい”ですので、町長の判断があればそれはできると思いますけれども、それはそれとして、やはり打ち出すのが一つのPRになるのではないかということも含めて、別のメニューでやらせていただきたいと、今のところはそういうふうに検討させていただいておりますが、最終的には、できないときは、先ほども申し上げましたが、“町長にまかすっばい”コースも含めまして、一般財源等も活用させていただきたいと思いますが、1つはそういうふうに皆様にPRするというのも方法ではないかということで、メニューにできれば加えさせていただきたいということでございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

今、町長の判断にゆだねますというお答えをいただきました。町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

そうですね、ふるさと応援寄附金ですか、これに関してまず思いますのは、ちょっと毎年もう決まった方、固定化したといえますか、決まった方が毎年寄附をいただいておりますということですので、これをやっぱりもう少し幅広い方に、もう額どうこうじゃなくて、幅広い方に基山を応援しようというような、そういうやっぱり呼びかけ方がこれから必要になってくるんじゃないかというふうに思って、私もその辺がちょっと固定化してきたということに関して気がかりな面がございます。それで今度、この1項目ふやして、果たしてそれがどの程度効果があるのか、それに「きやまん」を応援しようというようなこと、それに乗っただけの方がどの程度いらっしゃるかということはいちもちょっと今の時点ではわかりませんが、そういうことも含めまして、もっと幅広く応援を呼びかけていきたいと、その一つの方法になるかなというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

今後、「きやまん」の使い方というのは、何かしら検討委員会なり何か設けて検討されていくということでしょうか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

今のところ検討委員会等の設置は考えておりませんが、ある程度必要性がやっぱり出てきております、今これだけいろいろ興味を持っていただいておりますので。ですから、そういう状況によっては、当然検討委員会も、もちろん町民の方も含めて入っていただいた組織も必要ではないかと思っております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

今後、より「きやまん」のPRが進んでいくことと、着ぐるみの活用ですね、せっかくなさっていただいたので、町内外、イベントで大いに活躍していただけることをお願いいたし

ます。

続いて、安心、安全なまちづくりについて質問させていただきます。

最初に質問させていただいたように、ブローケンウィンドーズ理論というのがあります。これは、先ほども説明したように、管理されていない町だとわかるとやりたい放題になる、警察の監視が行き届かない町だと思われると治安は乱れていく、やがて凶悪犯罪が発生するというふうになっております。昼夜問わず監視されているかという面で、夜間帯のほうが犯罪率は高いのですが、夜間のほうが街灯も少なく、安心、安全なまちづくりに対して警戒が薄いように感じております。いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

吉浦農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

防犯灯につきましては、ここ数年、整備をしてきております。かなり街灯については改善をされたのではないかと考えています。それから、安全な町づくり推進委員さんという方が基山町に17名いらっしゃいます。この方も時々夜間ですね、パトロールというか、深夜にいただいているというような話を聞いております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

日中であれば子ども110番など、駆け込み寺等あるんですけど、夜間帯にそういったところというのが少ないように感じ取れるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

確かに夜間等になりますと、一部の商業施設なり、なかなか駆け込みというのは難しいかと思えます。その点につきましては、今後、安全な町づくり推進協議会なり、それから区長会等とも相談をしてみたいと思えます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

今現在、夜間帯の防犯というのはパトロールのみということになるんですかね。

○議長（後藤信八君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

基本的にはパトロールということですが、そもそも取り締まりというか、警察のほうで重点的に危険地域というか、今まで犯罪等が起きたとか、そういうふうな情報がありました場合には重点的に警察がパトロールに出向く、それから町のほうから警察当局にお願いをして、例えば、どこどこの公園とか、駐車場とか、そういうものについては今までお願いをしています。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

防犯パトロール、下校時における子供の見守り等と書いてありますが、わかる範囲でよろしいのですが、子ども110番に登録されてある家と登下校時における子供たちがどれだけ把握しているのかというのを教えていただきたいんですが。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

子ども110番の数については、ちょっと正確な数字を今持ち合わせがありませんので、申しわけありません。

それから、子ども110番を子供たちが把握しているかということですが、これは登下校についてこれまで十分に地図上にちゃんと落として指導していると思っております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

一番最初の質問で、町の駐車場、多目的グラウンド、年じゅう開放されているという質問をさせていただきました。この質問に対して、駐車場、多目的グラウンド、開放されている理由等あれば教えていただきたいんですけど。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

済みません、町の駐車場、あるいは多目的グラウンドの駐車場の件ですけれども、体育施設の駐車場、特に多目的グラウンドの駐車場等、年じゅう開放しております。町営球場であれば、大型車が入らない程度にちょっと閉め切って、通常の利用者が入れるというふうに年じゅう開放しております。これにつきましては、特に多目的グラウンドにつきましては、外周のウォーキングルートを利用される方がございます。非常に不特定で、早朝だったり、ある程度の夜遅くまで街灯が消えた後も歩いてある方もおられるようです。そういった方の利用を考えると、閉め切るというわけにはいかないというふうに思っております。今のところ大きな事故、事件等も起きておりませんので、現在のところはあの駐車場を開放してそういった方の利便性を図るということで考えております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

多目的グラウンドだけでお話をさせていただければ、多目的グラウンドのほうに約2カ所駐車場があると思うんですけど、夜間帯に2カ所あけておくほど利用者はいらっしゃるんでしょうか。そこまでの利用者がいないのであれば、どちらか片方だけの開放で、もう片方は施錠したほうがよりよいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今2カ所あるように言われたんですけども、一番上の砂利のところの駐車場、それともう1つ下でございます。それと北側にもございます。北側のほうは、昼間であればアスレチックを利用される方も結構おられます。そういった関連もあって施錠をしていないということもございます。やはり見ていただくと、昼間であれば普通の営業のトラックがとまったり

というようなこともあって、若干そういった面では心配をしておりますけれども、夜遅くまでそういうのがずっととまって、エンジンかけっ放しでとまっているとか、そういったのは今のところありませんので、大丈夫かなというふうな判断をしております。基本的には町内の方で自由に使っていただいているのではないかなというふうに、体育施設の関係で考えればそういうふうに思っております。

**○議長（後藤信八君）**

神前議員。

**○1番（神前輔行君）**

駐車場のみじゃなく、やはり監視が行き届かないところ、なかなか人の目が行き届かないところというのは犯罪が起きやすく、今後とも治安を乱していく可能性があると思います。基山町は、細い道や街灯が少ない道、暗い道、農道だったり、防犯のために、より安全・安心なまちづくりをしていくには、今後、もうちょっと力を入れていくべきだと思います。いかがでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

ふっと顔を上げましたら神前議員と目が合いましたものですから、どうも私にお尋ねかなというような気がいたしまして立ち上がりましたけれども、確かに、私ももう一番8年前から防犯というか、安心、安全なまちづくりというようなことも一つの旗頭として今までやってまいりました。当然ながら現時点でも私はそう思っておりますので、しっかりその辺は取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、今、ここ基山町は県境の町でございますものから、その辺のところも非常に心配するところです。そういうことからして、今度、広域でといいますか、県境を越えての防犯をやっというふうなことで、日にちはいつでございましたかね、もう間もなく、いわゆる筑紫野、小郡、大野城あたりも含めて、それからもちろん鳥栖というふうな、そういうところで広域な防犯体制をつくろうということで、あそこは何ですかね、筑紫野のほうにある商業施設、今度、シュロアモールですかね、あそこでひとつみんなで氣勢を上げようというようなことにもいたしております。そういうことで、しっかりこれから取り組んでいきたいと思っております。

それから、先ほどちょっとおっしゃいました、基山町に住んでいて、熊本で事件を起こして、また基山町で見かけたというような事件がございました。非常に私どもは心配をいたしておりましたけれども、どうも福岡のほうで逮捕されたというような話を聞いております。鳥栖の署長さんにも福岡で会ったんですけど、おかげで安心しました、ありがとうございますというお礼も申し上げておりました。そういうことで、しっかりこれからやっていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

先ほど町長のお話にあった、基山町での犯罪者が、潜伏していた方が福岡で捕まったということで、宮浦のほうで見かけたというニュースになっておりました。今現在捕まり、非常に安心しております。やはり24時間、鳥栖市とかであれば、名前を出してしまったらあれなんですけど、ガストとか寄りやすいところ、皆さんが、若者が寄って話がしやすいところ、逃げやすいところ、わかっているところというのが、やはり夜間のときに駆け込み寺になっていくのかなというふうに感じております。そういった部分で、基山町はまだまだ夜間帯に24時間で営業しているところというのが非常に少なく、逃げ込んでいくということが非常に少ないと思います。そういった企業等がもう少し基山町に入ってくるよう事業あっせん等していただけたらと感じます。いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

企業といいますか、店舗とかなんとかでもっとにぎやかな町になればということじゃない、そういう意味じゃないですか。何か企業というようなことをおっしゃいましたけれども、どうでしょうか、申しわけございませんけれども。

○議長（後藤信八君）

もう少し質問をわかりやすく。（「はい、済みません」と呼ぶ者あり）神前議員。

○1番（神前輔行君）

夜間帯に知っているお店というのがやはり逃げやすい、犯罪が起きたときに、何かあったときに、逃げていくときに、知っているお店、大きいファミリーレストランとかであれば、

24時間営業のところであれば逃げやすいかと思います。ただ、基山町内に今、何かあったときに、そういった24時間営業で大きなところで逃げ込みやすい場所というのがほかの市町村に比べたら少ないような気がします。そこで、そういった企業が今なかなか基山のほうには入ってこない、入ってきていただけていないみたいです。そういった企業等が基山町でもっと事業展開していただけるように、何か工夫、支援なりできないものでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今の段階で、そういう24時間営業の飲食店なり、あるいはコンビニあたりをとというようなことは特段働きかけてはおりません。いかがでございましょうかね。そういうところがあれば逃げ込みやすいというのは確かにあるかもわかりませんが、あんまり都市化すると、また犯罪も今度はふえるかもわからんと、そういう一面も持っておろうかというふうに思いますので、その辺のところはどうするのか。それから、これはあくまでも町が仕掛けてどうこうというんじゃなくて、需要があれば供給があるというような部分もございしますものだから、その辺のところで見たいなというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

少し早いんですが、本日、3項目質問させていただきました。

1項目の福祉施設について、洗心寮について質問させていただきました。やはり今、虐待児童が4倍にふえ、非常に虐待されている子供たちがふえています。その中で、東部地区唯一の洗心寮が基山にはあります。これをよりよい施設にしていくために、来年の3月に新しく建てかえが行われます。建てかわった後に、どうぞ支援のほうをお願いします。

2点目の「きやまん」についてなんですが、やはり町民の関心があるうちにいろんな事業でいろんなPRをしていかないと、とある市では、つくってなかなかうまくPRがいかに、新しく作りかえて、そのときにうまく成功させたというお話も聞いたことがあります。せっかく基山に「きやまん」というイメージキャラクターができましたので、より町内外の方に積極的にPRをし、今後、着ぐるみをつくっていただける、つくるというお話も上がっているようなので、より積極的にPRしていただきたいと思います。



グッズ等の作成についても、缶バッジ、シール、検討の中でストラップとありましたが、なかなか3つの中で時代に沿うようなグッズというのが少ないと思います。より時代に沿うようなグッズを提案していただき、身近に感じられる「きやまん」であってほしいと思いますので、PRのほうもよろしくお願いたします。

3つ目に、安心、安全なまちづくりについて質問させていただきました。今、基山町は、町民の方々の御協力により、非常に安心、安全な町であります。ただ、やはり監視されていない、目が行き届いていないということが続けば、治安の乱れ、やがて凶悪犯罪に発展していくと思います。今後、町の駐車場、多目的グラウンド等、異変があったときは変更、施錠等も考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤信八君）

ちょっと町長。

○町長（小森純一君）

申しわけございません。私が最後に締めくくるのもおかしな話でございますけれども、先ほど私も勝手に、いわゆる洗心寮の件につきまして、何らかの支援はというような言い方もしたんですけれども、これはあくまでも私の思いで、そして執行部でも検討もしたいと。しかし、結局は議会の皆様方の御理解を得なければとてもできることじゃございませんものですから、ひとつその辺のところはつけ加えをさせていただきたいというふうに思います。どうかよろしくお願申し上げます。

○議長（後藤信八君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で神前輔行議員の一般質問を終わります。

ここで3時25分まで休憩します。

～午後3時12分 休憩～

～午後3時25分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

次に、鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼勝美議員。

### ○7番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さんこんにちは。7番議員の鳥飼でございます。本日最後の一般質問をさせていただきます。

私の今回の一般質問は、副町長制の復活について、行政改革の評価について、スポーツ基本法の制定についての3点について、町長及び教育長に対し質問させていただきます。

まず第1項目めは、副町長制の復活について質問します。

この問題について私は過去、平成20年12月とことしの3月議会の2回にわたり一般質問をさせていただきました。来年2月19日で2期目の任期を終えられる小森町長の副町長に関しての基本的な考え方について質問いたします。この副町長の職務は、地方自治法第167条で規定されており、町長を補佐し、政策、企画をつかさどり、職員を監督し、町長の職務を代理するという、非常に重要な職務でございます。小森町長は、2期目の任期中の平成21年4月から平成24年2月19日までの3年間は、副町長は置かないとの条例を制定され、町長は今日まで一人で孤独な政策決定に当たってこられたこととお感じのところでございます。しかしながら、私はこの間の副町長の不在に伴い、小森町長の政策決定のプロセスに少なからず影響が出ていることと考えております。これからの基山町を取り巻く少子・高齢化の急激な進行、人口減少対策、複雑多岐にわたる行政課題にスピード感を持って対応するため、私は副町長制を復活することが喫緊の課題と考える立場から、次の項目に対して質問します。

1、副町長制の復活について。

(1)副町長空席、3年間に対する町長の評価・検証は。

(2)今後、副町長制の復活はあるのか。

(3)基山町に副町長を置かない特例条例の取り扱いはどうするのか。

次に、2項目めの行政改革の評価について質問します。

(1)基山町行政改革大綱及び同実施計画に基づく第4次行政改革期間（H18～H22）の評価、検証はどのようにされたのか。基山町の行政改革については、平成18年4月24日に策定された基山町行政改革大綱に基づき、平成18年度から平成22年度までの5カ年間の基山町行政改革実施計画により実施されておるところでございます。この行政改革の実施計画では、基山町の取り組むべき課題として27の改善項目を掲げてあり、毎年度7月の「広報きやま」

で前年度の行政改革の進捗状況を公表されておりますが、この公表は状況説明だけであり、27の改善項目に対する行政評価、検証が全くされていない状況であります。この中で特に重要な改善項目である、次の項目についての評価、検証について質問いたします。

ア、職員給与制度の見直しはどのようにされたのか。

イ、補助金等の整理合理化はなされたのか。

ウ、職員定員管理の現状は。

エ、平成22年度の行政改革の進捗状況が公表されない理由は何か。

次に、(2)行政評価システムの構築について質問します。

この行政評価とは、基山町の行政活動の現状を統一的な視点と手段によって把握し、この結果をもとに今後の方向性を判断して、まちづくりに生かすということであります。具体的には、行政活動に政策形成、実施、評価、改善というマネジメントサイクルを組み入れることによって、行政が実施する施策や事務事業の現状や成果を図り、継続的な改善を加えていく経営改革の手法とされています。また、行政の意思決定から改善に至る過程を明確にすることにより、透明性を確保するとともに、町民と行政の協働型の調整運営をつなげていくという、重要なものと位置づけられておるところでございます。

ところで、基山町の行政評価システムの構築は、実施計画によると平成19年度に条例を制定し、平成20年度から導入するとされておりますが、現在まで全く実施されておられません。このことに関し、次の項目に対し質問します。

ア、行政評価システムの構築に対する町長の認識、決意は。

イ、行政評価システム構築が進まない理由は何か。

次に、第3項目めのスポーツ基本法の制定について質問します。

平成23年6月24日の第177回国会においてスポーツ基本法が成立し、8月24日に施行されておるところでございます。この法律は、法律名が示すとおり、スポーツに関する基本法であり、スポーツに関しての基本法の目的、内容等に適合するような形でさまざまな行政施策を遂行されることになり、スポーツ分野において親法として、普通の法律と違う優越的な地位を持つものであります。

この法律は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正し、スポーツに関する基本理念を定め、国、地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等を明らかにし、スポーツに関する施策の基本となる事項が規定されておりますが、この基本法の制定に伴う、

今後の基山町のスポーツに関する行政施策の充実を図る観点と、この基本法の基本理念の実現を図るための課題等について、次の項目について質問します。

(1)基本法の制定の背景、目的は何か。

(2)今後の基山町スポーツ推進計画の取り組みは。

(3)スポーツ推進委員（旧体育指導委員）の業務に変更があるのか。

以上、第1回の質問とさせていただきます。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、鳥飼勝美議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、1項目めの副町長制の復活についてということ、(1)副町長空席、3年間に対する町長の評価・検証はということでございます。私、3年前に副町長を置かないとしたそのときに考えましたのは、1つには、庁舎内の協働決定プロセスの機能化ということでした。つまり、課長を初め全職員が幅広い発想での政策提案をし、縦、横の十分な協議の上でスピーディーな決定をする。これが理想であると思ったところです。

2番目に、私自身が副町長を置いて、副町長を頼り、その思考力、そして、その過程をおろそかにしないためというようなこともございました。それともう1つは、結果的には財政改革の一つとなるというようなことでもございました。しかしながら、私の指導力不足もあり、すべてよかったということではありませんでしたが、それなりの成果はあったかというふうに思っております。反省としましては、やはり職員、特に課長への負担、責任が重たくなり、負荷がかかり過ぎたかなと思います。また、私自身も、先ほど鳥飼議員にも言っていただきました。相談する相手も少なくなり、やはり孤独感を感じることもございました。それとともに、やはり内にこもり過ぎたかなという反省もいたしております。

(2)今後、副町長制の復活はあるのかということでございますが、私の任期は平成24年2月19日までで、その後のことは皆目わからないと。したがって、その後のことまで拘束すべきではないと考えております。

(3)の基山町に副町長を置かない特例条例の取り扱いはどうするのかというお尋ねですが、現在2月19日の在任期間までの条例といたしておりますので、特例条例については2月20日施行でその廃止を考えております。

2項目めの、行政改革の評価についてでございます。

(1)行政改革大綱及び実施計画に基づく第4次行政改革の評価、検証はどのようにしたかということ。

アの職員給与制度の見直しはどのようにされたかということですが、平成18年度に人事院勧告の地域給与導入を実施し、俸給表の見直しとして、俸給表の水準を全体として4.8%削減いたしました。また、勤務成績に基づく昇給制度の導入も行っております。平成21年度には3カ月の昇給延伸を実施しております。

イの補助金等の整理合理化はなされたかということですが、補助金等の整理合理化につきましては、改善項目の補助金等の廃止、縮小の中で平成18年9月、補助金等検討委員会より提言を受け、判定基準のA評価、存続、B評価、削減見直し、C評価、廃止により実施してきました。ランク別の実施状況につきましては、A評価、18項目に対し1項目の廃止、それからB評価、26項目に対し9項目の廃止、8項目の見直し、C評価、10項目に対し8項目の廃止、1項目の見直しとなっております。

次に、各種委託料の見直しにつきましては、1、清掃業務の委託を平成18年度より職員により事務室の清掃を実施し、経費の削減に努めております。2番目に、植栽管理委託につきましては、地域のボランティア活動の推進やアダプトプログラムの活用により経費削減を図っております。

ウの職員定員管理の現状はということですが、これにつきましては、計画どおり実施いたしております。

エの平成22年度の行政改革の進捗状況が公表されていない理由は何かということですが、これは、広報への掲載がおくれておったということで申しわけございません。9月15日号に掲載をいたします。

(2)の行政評価システムの構築についてでございます。

アの行政評価システムの構築に対する町長の認識、決意はということですが、基山町まちづくり基本条例に盛り込まれておりますので今年度中には行いたいと思います。現在、総合計画の内部評価を行っており、これを基本に取り組む予定でございます。

イの行政評価システムの構築が進まない理由は何かということですが、行政課題が多い中で、一つずつ解決しなければならないと考えております。ここ数年、まちづくり基本条例の制定について取り組んできましたので、今後は行政評価に取り組む予定でございます。

3のスポーツ基本法の制定については、教育学習課のほうでお願いをいたします。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

3番目のスポーツ基本法の制定について、(1)番目、基本法の制定の背景、目的は何かというお尋ねでございます。

鳥飼議員が先ほど御説明されましたが、この法律は、今までにあったスポーツ振興法の全面改正という手続で制定されたものでございます。そのスポーツ振興法は、東京オリンピックをきっかけにスポーツ技術の向上や国際大会での日本人選手の活躍など、スポーツを振興するため1961年に制定された法律でしたが、新しい新法では、スポーツでの人格形成的意義と社会的、国家的意義、さらに国際理解、外交的意義を強調して、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として推進することを記したものでございます。また、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であるというスポーツ権の考え方を表明し、同時に国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたものでございます。

(2)番目の、今後の基山町スポーツ推進計画の取り組みはというお尋ねでございますが、今の段階では、国や県などスポーツ推進計画が示された段階での課題と考えております。

(3)番目、スポーツ推進委員（旧体育指導員）の業務に変更があるのかというお尋ねでございますが、条文では、旧法に定める体育指導委員の職務内容に、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整が追加されていますが、現在そのような役割も行ってもらっておりますので、大きな変更はないものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1番目の副町長の復活という、私は何回も質問ばかりしてと町長言われると思います。私いつもかねがね、元職員上がりということもありまして、先ほどお尋ねしましたとおり、この問題については町長の執行権という課題等もありますし、デリケートな問題を含んでおる

ということは十分承知の上で御質問させていただきたいと思っております。

先ほどの答弁では、町長が言われましたように、職場内のプロセスを共有化することによって副町長がいなくてもできると。3年前といたしますか、そういう感じで御回答になったわけでございます。しかし、この業務内容からいまして、先ほど町長はいみじくも孤独であったというふうな発言をされましたけど、はっきり言って私から第三者的に見せていただいても、こういう行政事業の中で政策決定——課長等も入って、課長というのは一般職でございますから。副町長という、これは議会から承認を受けた特別職という感覚で、そういう面からいって全然違うと思うんですよね。これにつきまして1番目の質問でございますけど、町長は、この評価についてはよかったことも悪かったこともあって、平成20年に私が一般質問をさせていただいたとき、この副町長を廃止する、どういう目的ですかと言ったとき、こういうことを言われているんですよね。町長の答弁では、当時、平成20年12月の定例会ですけど、副町長を空席にしても、職員、課長と町長が協働して意思決定を行うことにより職員がやる気を起こし、また人材の育成が図られることを目的としてというふうに考えとありますけど、私この辺についてちょっと疑問を持っておりますけど、町長はこの副町長を空席したことは間違いであったということは言えないかと思っておりますけど、私としてはこの副町長を空席されたことが町長の政策決定について少なからず影響があったというふうに私自身思っていますけど、町長はどのように考えられておりますか。今後も副町長を置かなくて基山町は町長だけで政策決定ができるというふうに考えられるのか。私はもうこれが限界といたしますか、ことしまで、来年の2月からは副町長を復活すべきであるというふうな考えに立っておる観点から質問しますと、町長はこの3年間をどういうふうに検証されますか、お尋ねします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

先ほども申しました、それから20年にも言ったということでございますけれども、私の思いはまさにそういうことで、課長それぞれが本当にいろんな提案をして、そして、いろんな議論をして一緒にやっていく。それから、そこには、これはちょっと私の思い違いがあったかなと思うんですけれども、執行部としては一緒だというふうな私は感覚を、その当時、今もある程度持っておりますけれども、しかし、意識、立場の上では、それはやっぱり明らか

に違う部分があるんだと。政策決定ということであれば私ですし、その責任ということはもちろん私でございますから、その辺のやはり立場の違いというのは、これは歴然としておるということ。これは私のちょっと勘違いの部分もあったかなというふうに思っておるような次第でございます。

そういうことで、これから先、置くのか置かないのかというような話かもしれませんが、先ほど申しますように、これは一応、今の時点で置く置かないを、置くべきか置かざるべきかというようなことも含めて私がここで申し上げるわけにはいかないと。後にお任せといたしますか、の判断よろうかというふうに思っております。

**○議長（後藤信八君）**

鳥飼議員。

**○7番（鳥飼勝美君）**

これは率直に反省点を含めて今述べられました。これは一度やって、町長としては一度副町長を空席してやってみろと、そういう意気込みについては、議会のほうもそれについて反対もなかったと思います。しかしながら、幾つかの懸念材料があったから私も質問させていただいております。

1項目はそういうことですが、次の2項目、副町長制の復活はあるのかと、3項目めの基山町に副町長を置かない特例条例の取り扱いはということですが、関連しますので一括して質問させていただきます。

町長は、答弁で来年2月19日までが副町長は空席であって、その後についてはわからないと、その後のことまで拘束すべきではないというふうな答弁、これは当然こういう答弁しかできないと思います。ですけど、これについては非常に無責任な答弁なんですよね。というのは、2月20日以降わからないと。しかし、小森町長は2月19日までに、基山町に副町長を置かない特例条例は2月19日で切れるわけですね。基山町に副町長を置かない特例条例が自動的に時限立法で2月19日に切れるわけですね。ということは、基山町には副町長の定数条例がないんですよ。定数条例がないということは地方自治法に違反するんですよ。だから当然、町長の任期中に基山町の副町長の定数条例をいつの時点かに提案されて、それをつくった後で廃止しないと法令に抵触するというふうに私は考えておりますけど、御答弁をお願いします。

**○議長（後藤信八君）**



小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

この条例につきましては、これからの予定の部分をお聞きのことと思いますけれども、まず基山町の副町長を置かない条例につきましては、御指摘のとおり、2月19日をもって廃止となりますので、12月の議会の中で廃止の手続きをとらせていただくという形になると思います。（発言する者あり）

それから、あと定数条例につきましても、これはもうセットと考えておりますので、その時点で副町長を置くという形になると思います。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ちょっと確認ですけど、12月かいつかの時点で、基山町の副町長の定数条例の制定を提案されると。で、副町長を置かない条例の廃止条例は、私は発生しないというふうに認識しておりますけど、自動的に2月19日で副町長の定数条例は失効するというふうに感じておりますけど。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほど廃止すると言いましたのは、条例の中の条文がまだ残りますので、その部分については廃止の手続きが要るということでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

そこなんですよね。余り小さいことは言いたくありませんけど、これは先ほど言いましたように、21年の4月1日から24年の3月31日まで基山町の副町長は置かないという趣旨の特例条例が入っているわけですね。ということは、2月19日まで副町長を置かないと。平成21年3月30日の条例第11号で基山町に副町長を置かない特例条例が制定されておるわけですね。ここで21年の4月1日から24年の2月19日までの間、基山町に副町長は置かないと。こういう特例条例があるんですね。附則の第2項で、基山町条例を廃止する条例で基山町の副町長

の定数条例は廃止するというふうな、廃止されておるんです、ここで。だから、これは特例条例だから、これは廃止してはだめだったんですよね。この基本の基山町の副町長の定数条例はそのまま残しておかなければならなかったんですよ。それをとらえて、この3年間に対して特例で置きませんよというふうな法制条文をつくっておかなければならなかったのを、ここで廃止してあるわけですね。だから私は、これを早急に回復することによってこれは解決することであって、この条文としてこういうふうな定数条例を2月19日までに提案されるということは確約できますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほど言いましたように、手続的には、基山町の副町長定数条例につきましては2月20日からの施行ということで、それからすると12月の議会でお願ひする形になると思います。先ほどの廃止につきましては、副町長を置かない条例というのは附則の中で、そこで廃止というのを前回はたっておりません、セットの中で。それで、条文として残る形になりますので、廃止という手続をとらせていただきたいということでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

大体わかりました。そういうことで、定数条例を定めないと地方自治法上、違反に抵触するということで御認識いただいたと思います。それで、それをつくっておって、また来年度の2月20日からのですね、もし町長が3期目になりされたときは、まだわかりませんが、そういうときは改めて、置かないときは特例条例をつくるというふうな形、そのときは今の定数条例を廃止するとおかしいということをおかしと申し伝えておきます。

そういうことで、町長としては、もし3期目に立候補されるとしたら、今度は副町長を置いてぴしゃっとするというふうな、私の個人的にそういうふうな見解でもって次に移りたいと思います。

次に、2項目めの行政改革の評価についてでございます。

これにつきまして基山町の行政改革大綱、並びにこういうふうな補助金の増額について、平成18年度に非常に基山町の行政改革は進んでいる、18年でほとんどしてあるんですよ。

そのときの担当がだれかわかりませんが、行政評価、補助金適正化、定員管理、人材育成とか平成18年度に非常にされて、ほとんど5年間でしますよというふうな行革が出ているんですよ。ことしは町長何年目でしょうか、平成18年度から。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

18年ですから、6年目ですかね。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

この実施計画につきましては、平成18年度から22年度までに5年間でしますよという目標値を掲げてあるんですよ。今町長が言われましたが、6年目なんですよ。ということは、本来ならば23年度から5年間の分を22年のときに策定しておかなければならないんですよ。今度の補正予算で報酬が少し、十何万上がっていましたよね。で、行革というか、基山町の行政改革に取り組む町長の姿勢が、行革の2年間の空白期間が、ことしの補正予算に今上げましたから、来年度1年ぐらいで行革の懇談会というか、そういうことをされて平成25年度からでしょうね。ということは、基山町は行革について2年間の空白期間が生じるということは、町長御存じでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

行政改革につきましては、おっしゃるとおり、18年から22年の5カ年という形で、5次に取り組むか取り組まないかというのは前回も一般質問されて、ぜひ取り組むべきではないかということで御指摘を受けたところでございます。今回補正を組みながら、今から5年間の計画を立ち上げながら取り組む形をしておりますので、年度内にはそういった項目について立ち上げていくように考えております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ということは、今の補正予算で10月ぐらいから始められて、3月までで行革の、24年の4月になるかならないか、その辺から5カ年間で、はっきり言って空白は1年間で押しとどめるというふうな意気込みをされていると。行革、早いのは早くていいけど、これについては十分庁内でも検討してほしいんですよね。定員管理の問題、人材育成の問題、いろんな問題がありますので、この辺は早いのにこしたことはないでしょうけど、十分内部で詰めていただいて、基山町の第5次行革に取り組む姿勢について町長の意気込みをお聞きします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

たしかこの問題は前の一般質問でもあったんじゃないかなと思います。1年間ブランクつくりじゃないかというような御指摘だったかなと思います。それは確かにブランクと言えばブランクですけども、そこでひとつ評価をしながら、次へ向けたというようなことを申し上げておったかというふうに思います。そういうことでできるだけ速やかに、次に向けての行革ということで検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

それじゃ、次のアに移ります。

職員給与制度の見直しということで先ほど御回答になりました。人事院勧告に基づく地域給与導入の俸給表の見直しとか、勤務成績による昇給制度の導入とかありますけど、基山町の人事考課制度についての現状はどういうふうになっておりますでしょうか。

行革の実施計画では、平成19年度から実施となっておりますけど、勤務成績に基づく昇給制度につきましては人事考課といいますか、これが確立されておかないと、非常に恣意的になるというふうなこともあってはいけませんので、基山町の行革で平成19年度から実施となっております人事考課制度の現状についてお伺いします。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

この人事考課制度につきましては、現在3年間ぐらい試行的に行っております。自己評価

も含めまして、目標管理の設定という形で取り組んでおります。これにつきましては自己評価を行いまして、管理者がそれに対して管理者の評価、それから最終的には町長までが評価を見ましてランクをつけていくような形で試行的に行っておりますけれども、実行につきましてはもう少し研究が必要なところがあるということ、ちょっと試行の中で考えております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

これは非常に難しいんですね。民間会社でもどこでも、公務員についても成績、売り上げがどがしこ、棒グラフが上がったからどのぐらいというふうな、公務員の場合はそれがなかなか難しいということで。今の回答でもありましたけど、勤務成績に基づく昇給制度の導入も行っておりますということは、人事考課と申しますか、それも行った結果、これになっているというふうに理解を私したんですけど、今総務課長は行っていないような、実際の人事考課はまだ実施に入っていないという発言じゃなかったですか、もうされているんですか、人事考課制度は。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

勤務成績に基づく昇給制度の導入という形で特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を5段階のAからEに設けることにより職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度というものの、それから年4回の昇給時期を年に1回、1月1日付に統一しておるというのは、これはもう行っております。ただ、今さっきAからEのランクづけについて、これにつきましては先ほど言いましたように試行的に実施をしております、議員御指摘のように、なかなかその評価についてが難しいと。しかし、まずは自己評価を出して、管理者でまたその個人、個人を再評価いたしまして、町長のほうまで評価をいただいて、その点数的なもののランクについてはつけております。しかし、それをこの評価制度の中で、先ほど言われましたように導入するという形がなかなか、ランクづけるということが難しいというような感じを持っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

仕事についての勤務、人事考課、大事な問題でございます。町長もこの辺、やはりリーダーシップを発揮されて、職員に不満、不公平がないような人事考課、なかなか難しいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

次ですけど、補助金の整理合理化。

これにつきましてもなかなか問題がありまして、先ほど相当、ある程度の補助金の適正化は私も進んでおると思っています。不要不急なものについてはですね。今後は補助金の、基山町の補助金等検討委員会の提言書というのは平成18年9月に出ていますけど、こういうふうな補助金検討委員会なり第三者機関なりそういうところにされて、また補助金等の検討についても検討委員会とか、そういう第三者機関について検討される予定なのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

この補助金検討の提言書に基づいて今まで取り組んできております。その評価はかなり進んだのではないかとこのふうな意識は持っております。しかし、先ほど議員のほうから御指摘になりました18年から22年度の補助金の評価につきましては、21年の3月で基山町補助金等審査委員会を開催しまして提言書をいただいております。その中には、今までの項目の上げられておった分の実施状況、そういったものについての評価もいただいておりますけれども、今回新たに加えるものもあるのではないかとこのような形で提言もいただいております。それは今後の第5次の改革の中でも取り組んでいくような形で、今後検討して取り組んでいくようにいたします。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

補助金の問題ですね、これも重要な問題であります。よろしくお願ひしたいと思います。

次ですけど、職員定員管理の現状。これについては計画どおりということで、非常に厳しい人材の中で職員の皆さん方が頑張っているというのはよくわかります。私、こ

れ何回も言いますけど、ここにいらっしゃる管理職の皆さん方は、あと半年の来年3月で定年退職を迎える方が5名ですか、再来年の3月で6名ですか、執行部の課長が来年の3月、再来年の3月で全員定年退職されるわけですね。それで、私が非常に危惧しておりますのは、副町長もいらっしゃいませんし、町長で一番問題なのは事務の継承ですかね、事務の引き継ぎ、それと人材確保。極端な話、副町長なり、そういう管理監督に当たるものを中途採用でよそからでも採用させるのか、その辺について。来年の3月で半数、全員の課長が定年退職を迎えられることについて、町長はその後の事務の継承とかそういうことについて、今どういうお考えでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

とにかく5人、6人と、今度定年退職というようなこと。これについては非常に心配、危惧、危機感を持っております。したがって、副町長どうこうということ、先ほどは今言うべきでもないということでお答えいたしましたけれども、その辺も含めて、また考えていかなきゃいかんことなのかなという気もいたしております。いずれにしましても、やはり次の本当に事務的にもスムーズにいくような、そういう方策もとっていかなくちゃいかんということはしっかり思っております。

**○議長（後藤信八君）**

鳥飼議員。

**○7番（鳥飼勝美君）**

事務の停滞が起こると住民サービスに一番影響が生じますので、ひとつこの辺については十二分によろしくお願ひしたいと思っております。

続きましてエです、平成22年度の行政改革の進捗状況が公表されない理由は何かと。

先ほど言いましたように、行政改革の進捗状況というのが平成18年度から毎年「広報きやま」の7月に出てくるんですよ。私も7月を待っていたんですよ。行革が来るんじゃないかなと。なかなか7月、8月、9月になってもこの進捗状況が出てこないんですよ。これは今御回答では、広報に載せるのを忘れたからおくれたというふうに答弁されたんですかね。広報への掲載がおくれて申しわけありませんと。掲載がおくれたのであって、進捗状況は早くつくってあったというふうに理解して載せるのがおくれたと。これはいつつくられたんです

か。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

大変申しわけありませんけれども、作業がちょっとおくれた形で、9月15日に掲載するよ  
うな形になっております。申しわけありません。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

いや、言い方はいろいろあるから。掲載がおくれたから、おくれたかなと私、担当者の方  
が掲載するのがおくれたからと。あっ、進捗状況が、策定がおくれたから。じゃそのように  
回答をぜひお願いしたいと思います。

それで、この行革で一番大事というのは、これは進捗状況なんですね。（発言する者あ  
り）私が言うのは、ただこういうふうに進めましたというふうな状況説明なんですよ。一  
番大事なのは行政評価、これについてどういうふうにしたかと。極端な場合、A、B、C、  
Dというふうなランクづけ、27項目あるんですよ。これに対しての評価が全くなされてな  
いんですよ。今後は町民のためにも、この行政評価というのが重要なシステム構築という  
ふうになるわけですよ。町長、余り知ってなかごたっふうを考えてあるようですが、平成  
18年に町長は1期目ですよ、平成18年に行政評価システムの構築というのをですね、平成  
19年度に条例をして、平成20年度からこういう進捗状況じゃなくて、これを評価しますと、  
評価システムを構築しますというのを町民に対して公表してあるんですよ、実施計画の大綱  
の中で。それがこんなにおくれているというのを町長、認識されてありますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

おくれておるといふ御指摘、まさにそうだと思います。その上、少し弁解させていただく  
と、まちづくり条例、これが進んでおりまして、その中で行政改革システムというようなこ  
とも盛り込むというようなことで、言いわけにはなりませんでしょうけれども、それでおく  
れたということでございます。



○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

私は町長、これが一つは副町長が空席に伴う分も入っていると思うんですよ。直接じゃないと思いますけど。当然そういう総合的に、課長はおのこののセクションの仕事をされて、それを総合調整する副町長がいらっしゃった場合、おい、この行革は全然進んどらんがどうしたのかというふうな、副町長としての職務権限の中でそういうのは遂行できたんじゃないかと。これは今さら言ってもあれですけど、そういう面においても考えておるところでございます。ぜひ行政改革をこれだけ町民の方にやると、この行政評価の重要性も十二分におわかりと町長思いますので。

また、いつもおくれた理由をお尋ねすると、まちづくり基本条例のためと。いつもそれはお聞きしております、耳にたこのできると言うちゃでけんばってんですね。やはりそれであっても、私はそういうときこそ、町長の指導力をトップダウンに置いて機構改革なりして、職員の今の人員を有効的に人事異動なり機構改革をして、そういう企画政策課のまちづくりなり、行政改革担当なり、そういう特任業務なりつくって、私はそういう対応をしていただきたい。今後の新しい業務についてそういう問題が発生したら、私は機構改革なり、そういう面も含めて私は行政改革の担当なりをつくってほしいと。特命といいますか、行革の推進については今担当がいらっしゃるでしょうけど、その人が2つも3つも仕事を持って行革が進まない、まちづくりも一緒にしているので進まない、また行政評価がおくれるということじゃ私はできないと思いますけど、私はこの行政評価システムの構築に対して町長の回答でもありますように、いみじくも行政課題が大き過ぎて対応が難しいと、これはまちづくり基本条例だったということを今答弁されたと思いますけど、やはりこういうときこそ、町長のトップダウンで職員配置なりを、機構改革等を考えられて、行政評価は町長が余り必要じゃないというふうに考えてあったとかと思いますけど、そういう今後の縦横断的な柔軟な人事考課等についても考えられないですかね、その辺の町長意気込みをお願いします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに行政評価、これは常に必要だというふうに私も感じておりますし、それをやらなか

ったのが副町長どうこうというような、これはちょっとわかりませんが、いずれにしても、私はその辺のことを強くトップダウンでさせなかったという、これが一番の原因でございます。したがって、副町長かれこれという問題も先ほどから言いますように含めまして、また改正のことも考えて今後やっていきたいというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ひとつこれはですね、もし小森町長が3選を果たされましたら、最重要課題としての行政評価の問題、ひとつよろしく願いまして次に移りたいと思います。

スポーツ基本法の制定についてでございます。

私も、このスポーツ基本法、何かの本をちょっと見たらスポーツ基本法というふうな法律が制定されようとしているということで、意味が全然わからなかったものですから。結局、基本法ですね。私びっくりしたんですね。基本法といえば、教育長御存じのように教育基本法がありますように、教育基本法と同格のスポーツ基本法という、同じ基本法が教育委員会所管で2つ入りましたよね。この重要性が非常にあると私は思っておりますけど、私もいろいろ述べました、教育長もオリンピックの問題とかありましたけど、この基本法としてのとらえ方、教育長はどういうふうに感じられていますか。

○議長（後藤信八君）

教育長。

○教育長（大串和人君）

いろんな大きな基本法のもとに、政令であったり規則であったりというのができてくると思うんですが、この後、そういうのが整備されて、私たちもそれに従って何らかの基本計画というか、町の基本計画等を策定しなければならないのではないかとこのように思っておりますが、まだできたばかりで、私たちもまだ十分に認識、把握をしていないところでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

回答にもありますように、国、スポーツ推進計画、都道府県、基山町、それぞれ地域スポ

ーツ推進計画を定めるように法令上なっておりますね。これについて、御答弁で先ほどあったんですけど、国や県の推進計画があった段階でゆったりと考えるということじゃないかと思いますが、答弁では、その結果が出ないと、それはなかなか難しい面もありますよ。そして、私は今の時点からでも、正式な計画をすぐつくれじゃないけど、スポーツ推進基本法の精神に基づいて、基山町の総合的な今後のスポーツ——スポーツを通じていろんな地域間の触れ合い等もでき、だから、そういうところで私は基本法というのが制定されていると思うんですよね。だから、私は教育委員会内部だけでつくるんじゃないくて、当然、一般行政、町長も含めた執行機関でのスポーツ推進計画が必要であるし、やはり住民代表なりスポーツ愛好会、いろんな団体等を巻き込んだ、そういう第三者的な審議会とか、そういう面も含めて私は今後必要になるかというふうに思っていますけど、担当課長どうですか。

**○議長（後藤信八君）**

内山教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

ただいまの御質問ですけど、今言われたように、今基本法ができたばかりということで、国のほうもこれから、20年度にそういう計画を策定していくというふうに書いてあります。地方はそれを受けて、参酌して、基山町の基本計画というのをつくらにゃいかんということになると思います。いろんな新しい基本法ができましたので、かなり新しい、いろんな方策が示されるというふうに思います。今の段階でそれをすぐというのは、なかなか難しいというふうに思っております。

基山町のスポーツに関しては、うちのほうの基山町の教育基本方針にも、一応簡単なところですけども上がっております。当面これでいって、先ほど言われたように、本来これをつくるとなれば、やはり多くの方の意見を聞いてということになりますので、そうなりますと、ある程度国なり県なりのそういった方針が出ないと、なかなかやはり説明もしづらいし、大きな流れの中で基山町はどうしていこうかというのは出しにくいというふうに思いますので、やはり一定の国なり県なりの方針が出た段階でそういった策定に入る、つくるとなれば入らざるを得ないというふうに思っております。

**○議長（後藤信八君）**

鳥飼議員。

**○7番（鳥飼勝美君）**

そうですね。基山町の場合は、特に前の前の町長から前町長まで、基山町の新旧住民の融和のために文化・スポーツを通じて、新旧住民という言葉がどうかと思いますけど、図ってきた町です。このスポーツを通じて医療費の問題、高齢化、福祉の問題、老人問題、いろんな面も私は解決する要素が多々あると思います、これを通じてですね、健康で文化的な生活ができる上でも。だから、そういう意味からでも私はスポーツ基本法という基本法ができたと感じておりますけど、町長はこの辺、スポーツ基本法についてどういう御認識でしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私もスポーツ、大事な部分だというふうに思います。文化も大事な部分だと、まちづくりにはそれが絶対必要だと。そして、これからは特にそういうソフトの面といいますか、そういうことをやっぱり充実させていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

町長もスポーツマンで、よく朝夕散歩、早朝からされてあるようでございます。スポーツを通じてコミュニケーション、いろんな面であります。基山町の医療費の削減の道でもあるかと思っておりますので、そういう面について今後執行部、教育委員会だけに任せるんじゃなくて、町長、執行部のほうからも十分その辺をお願いしたいと思っております。

それと、スポーツ基本法の制定に伴って基山町の今度の条例改正が出ていますよね。旧体育指導委員の名前からスポーツ推進委員というふうに、法律が改正されて旧体育指導委員からスポーツ推進委員というふうに名称が変わって今度条例改正ができておるとは思いますけど、この変わったというのは、業務内容が今までの体育指導委員の業務の範疇よりもより重要性と言っちゃあれですけど、この中身については推進、今までは特に実技の指導なりそういう面を主にされておりましたけど、再度課長、この辺の業務の変更を具体的というか、どういうふうに考えられておりますか、体育指導委員からの変更は。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

基本的には先ほど教育長が答弁しましたように、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整という文言が追加されただけなんですよね。あとの部分に関しては文言変わっておりません。この部分については、基山町の体育指導委員さん10名、今はちょっと9名ですけども、そういった部分も当然、私たちの教育委員会との連絡調整なり体育部長会、あるいは区長会でのいろんな説明とか、そういったときにも来て、そういう調整役的なことは実際やってもらっています。大きくは変わらないのかなというふうに思っていますが、基本的に基本法とかというのができてきますと、今まで以上の体育指導委員さんに対する期待といたしますか、いろんな面でもっと幅広い活動を期待されるのは当然だというふうに思いますので、これからそういったことの業務が出てくるのかなというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

もう最後になりますけど、基山町における体育指導委員さん、スポーツ推進委員さんのいろんな活躍は、いつも運動会とかで見てきております。その中で基山町の体育指導委員に関する規則とあるですね。この第3条、体育指導委員——これがスポーツ推進委員に名前が変わったと思います、改正されると思います——12名とし、教育委員会が委嘱するというふうな項目が入っていますけど、今、何名でしょうか。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

現在は9名です。前回の会長さんが亡くなりになられたので、今9名ということで、あと1名、何とか探そうということで、今体育指導委員さんと御相談をしているところでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

第3条にこう書いてあるんですよね。体育指導委員の定数は12名以内じゃないんですよ、「12名とし」、教育委員会が委嘱すると書いてあるんですよね。12名以内ならば、10名でも

8名でもいいんですよ。体育指導委員はそれだけ重要だから基山町には12名を置きますよと。だから、どうしても途中1人が外れたときはしよんないと思いますけど、今課長は10名でいい、当たり前のような言い方で、あと1人と言うんですけど、これには基山町のスポーツ委員には12名を必要とし、「とし」と書いてあるんですよ。以内じゃないわけ。だから、私は12名が必要と考えますけど、あとの2名、3名、選任されない理由は何でしょうか。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

基本的には、ここに書いてありますように定数は「12名とし」ということですから、12名置かなければならないというふうに思いますけれども、今までの経緯を聞きますと、該当者の方を探しているんですが、なかなかおられない部分があって、12名に達しなかった部分があるようです。基本的には、やはり今体育指導委員さんも昼間の仕事とか夜も遅くまで仕事されている方もおられますので、いろいろ会議をしてもなかなかそろわなかったりする部分がございます。やっぱり10名ではきついのかなという話も委員会の中でも出ていますし、できれば12名というふうに戻したいんですけども、とりあえず私が10名に戻すというのは、会長職の分が1名減になりましたので、とにかく今までの直近の10名に戻したいということで御説明をさせていただきました。基本的にはやはり12名だというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

現役の方は大変と思います。これ年齢制限というのですか、推進委員の年齢制限というのはあるんですか。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

年齢制限は決めておりません。特に決めてはおりません。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

はっきり言って現役の方たちは、現役というか、こういう中にもいろんな高齢者が多くなってくると、高齢者に向けた人たちのための体育指導委員というの、ある程度の高齢者でいいと私は思うんですよ。だから、これで言いますと、今言われましたように年齢制限がありませんから、元気な人で、60でも70でもその人たちが高齢者用の体育の実技なりいろんな先進的にされるということで、私は50歳代、60歳以降はだめだと、50歳までしか体育指導委員はできないというふうな考え方からいくと、なかなか人材は難しいと思うんですよ。私は60歳、70歳の方たちも、そういう対象者が高齢者の方がふえてくるから、そういう面も私は考慮に入れるべきではないかと、そういう同じ年代の人たちの体育指導委員をする人、そういう方もいらっしゃると思いますけど、教育長、そういうお考えはございませんか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私もちょっと経験が浅いものですから、流れを十分に把握しておらないというところが現実でございます。その点についてはこれからじっくり考えて、そのことも検討したいと思います。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ひとつスポーツ基本法ということで、お互いにスポーツを通じて健康で長生きして医療費もかからないというふうな社会を目指して頑張っていきたいと思っております。

私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（後藤信八君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして延会といたします。

午後4時30分 延会